

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成28年12月6日(火曜日)
午前9時31分～午後3時10分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 戎屋昭彦 委員長 猶野智和 副委員長
竹岡昌治 委員 安富法明 委員
山中佳子 委員 三好睦子 委員
高木法生 委員 末永義美 委員
荒山光広 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
綿谷敦朗 議会事務局長 野尻登志枝 議会事務局係長
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
篠田洋司 副市長 波佐間 敏 上下水道事業管理者
石田淳司 市長公室長 田辺 剛 総務部長
大野義昭 総務部次長 細田清治 総務部次長
藤澤和昭 総合政策部長 三浦洋介 市民福祉部長
倉重郁二 美東総合支所長 佐々木彰宣 秋芳総合支所長
松野哲治 上下水道局長 竹内正夫 財政課長
佐々木昭治 企画政策課長 鮎川弘子 市民課長
池田正義 生活環境課長 内藤賢治 健康増進課長
福田泰嗣 地域福祉課長 河村充展 高齢福祉課長
三戸昌子 管理業務課長 矢田部繁範 施設課長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時31分開会

○委員長（戎屋昭彦君） おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。（発言する者あり）はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 委員長にちょっと了解とりたいんですが、さきの12月2日本会議場で一般質問を行いました。そのときに、持ち時間が1時間ということですので、福祉計画について、またの機会にやらせていただきますという発言をしております。

したがってですね、本席をちょっと時間をいただいてやりたいと思います。

なお、場合によっては土下座しますんで、自席を離れての発言を許可いただきたいと思いますが。

○委員長（戎屋昭彦君） 竹岡委員、申し訳ありません、離席はできませんので、この場でお願ひしたいと思います。

○委員（竹岡昌治君） それでは、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。まず、河村課長にお尋ねをしたいと思うんですが、12月2日本会議場でですね、市長が手もとに持って図面、図面と、おっしゃったんですね。企業の名前を言っているのかどうか、いわゆる法人の名前出していいのかわかるか、それを含めて、もう1点は、その計画書を市長の発言によりますと、私の一般質問をしてから調査をすると、調査をしたと、こう発言されてるんですね。

したがって、その書類は市長に、いつお渡しされたのか、お伺いをしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいま、竹岡委員のほうから御質問いただいた件について、お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目、企業名をあの場で出してよかったかどうかという御質問だったかと思ひます。本来、あまり出すべき情報じゃなかったと思ひますけれども、あの場、私も居合わせておりましたけれども、議論が白熱するにあたりまして、言わざるを得なかった状況になったというところで、市長のほうから発言がなされたものと、私のほうは推測をしておるところでございます。

併せまして、もう1点御質問いただきました資料について、市長のほうに手渡したのがいつだったのかということでございます。あの場で市長が確認され、手もとに持たれておりました資料につきましては木曜日、12月の……12月1日の朝に私のほ

うから市長のほうに手渡しをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） これからは、ちょっと立って発言させていただきたいと思えます。実はですね、今お話があったように12月2日、本会議場で一般質問を行いました。そして、いろいろとお話を申し上げました。今、課長のほうから、的確な法人名の名前を出していいのか悪いのかと問いましたが、的確な返事はないですね、いいとも悪いとも言わない。議論が白熱して言わざるを得なかったと、こうおっしゃるんですね。私としては、そんなに白熱はしてないと思えます。

そこで、その法人の固有名詞使われたということなんですが、通常ですね、本会議場でやらないんです、そういうことは。まあ、しかし、市長はうっかりなのか、わざとなのか知りませんが出されました。しかもですね、その通告後、市長が調査した結果と、こうおっしゃったんですね。今課長にお聞きしますと、12月1日に市長に手渡したと、市長も私の質問に対して答弁は、いわゆる質問があったから調査をしたと、その後調査をしたと、こういうことですから、話は合うんですね。

ところで、ここで皆さん、ちょっと不思議なのはですね、市長がいわゆる、その法人の建てる目的地在が、これもうはつきり私の自宅だとおっしゃったんです。私みなさん御存じのように、冤罪事件で7年間裁判やりました。結果としては、山口地裁では敗訴、広島高裁で勝訴、そして最高裁では棄却ということで、一応、冤罪は免れたわけではありますが、またしても同じ、私は冤罪事件だと思うんですね。市長が発言されました書類、一応私も確かめさせてくださいということで、議長を通してお願いをしましたところ、こういう資料です。番地は消されています。

いわゆる、どういうことかという、これは26年に出されたものですから、公募をして出したものではないというふうに私は思っております。多分、こういう計画がありますよということで出されたんだと思うんですが、市長がこれを見られたのは12月1日、ですが、市長の判断は6月の——いわゆる頃にですね、諸事情、諸般の事情ということで、ハンドルをきられたわけですね。ですから、私が申し上げたいのは、何はともあれ、その当該法人の——いわゆるこういう発言がありましたね。不審な点がある、あるいは疑問もあると、こういうふうな言い方されたんです。

そこで、私はこの間にその法人の関係者のところにお電話さしあげました。本会議

場で、こういう問題が起きました。しかも、私のことで大変御迷惑をおかけしたんですがということで、「何、市長がそんなこと言った……」いわゆる、著しくその法人の信頼性を欠き、また、企業イメージのダウン、その法人はですね、600数名の従業員がいらっしゃいます。で、そうしたものをですね、軽薄にですね、そんな発言をされたということについては、また後日、場合によっては、その法人さんとともにですね、市長に対する名誉棄損なり損害賠償なり、また、やらざるを得ません。今市長がいらっしゃいませんので、総論だけ申し上げます。当然、私はその計画地に住まいを構えております。ですが、私は電話でお聞きしました。一体どこを測量されて、そういう計画を組まれたんですかと言うと、私の自宅の道路を隔てた南なんですね。確かに、番地は市長がこないだ言われたとおりなんですね。私の自宅はですよ。計画地は違います。で、確かめました。どうして、こんなことになったのと、何で私の宅地なのと、いや、宅地じゃなかった、自宅なのと、こういうふうな話を申し上げましたら、地権者のお母さんと息子さんとむべの里の関係者として協議をしながら、実は測量しましたと、で、提出は一応こういう考え方持ってますと、で、そのときに市長の発言の中には、建物の自己所有もおかしいと、こう言われたんです。発言されてます。書類を見せていただいたら、計画書は新築と書いてあります。しかも、建物の所有関係は自己所有。

あまりにも市長、この書類の見方が悪いんですよ。新築とわざわざ書いてあります。これは既存の建物ということになりますと、また、ちょっと違うんだらうと思います。で、中を見させていただけますと、約3億ぐらいの資金計画で2億5,000万ぐらいの設計や建物になっております。どうして、それが私の所有の建物なのか、この辺がまさに、また、冤罪を起こそうと、こういうことかなというふうに私は思いました。確かに、私は近くには住んでおります。で、私が近くに住んでたら、役所が個人的な感情で、こういうものを本会議場で発表し、しかも、それをやらないという判断の下だと、こうおっしゃったんですね。どうなんですか。その辺をお聞きをしたいと思います。これは、担当部長ですか。今市長がいらっしゃいませんので、お聞きをしたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 竹岡委員の質問にお答えをいたします。整備計画等につきましては、推進会議等で、一応協議、審査をして、次期の整備計画を立てるよう

に制度がなっております。要望等、企業さん等から、法人さん等から出された場合、それは市のほうとして受け付けをして、処理はいたしますけれども、実際に整備する、しない、計画の中に入れる入れないは、推進会議等がございますので、その中でアンケート調査、それから、いろんな市の現状の状況等を把握しながら、総合的に整備計画をたててまいりますので、要望書が出たからといって、必ずその計画書の中に盛り込むというわけではございません。総合的に推進会議等で協議をさせていただき、最終的に市長等の決裁をいただいて、整備計画を決定するということになっております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 部長、正直に答えてくださいよ。私が本会議場でこの計画書つくられるとき、4回に渡って推進会議開かれた。中身は本会議場で読み上げました。これは、もう議事録ですからいいわけですが、1回も私が主張したような福祉計画について議論されてないんですよ。自分たちの施設が経営が困る、労働者の確保がしにくい、あるいはハローワークに行ったけどおらんやった。全部1年間、自分たちの施設を守る会議だったんですね。で、そのことを——済みません、花粉症で舌がくっついちゃってしゃべりにくいんですが——そのことを私は御指摘申し上げましたが、明確な答えないんですね。で、今も私が聞いているのは、あのとき市長は市内にはなかったと、私は市外のことしか知らなかったから言ったんです。この間調べたらもう1社、市内があったんです。もし、公募があったら応募しようという準備をされてた市内の業者が1社あったんです。で、その方いわく、三浦部長とも相談しましたと、こう言ってるんです。ですから、いいですか、私が今申し上げたのは、私が近くに住んでるから、こういう計画を大幅に動かすんですかとお聞きしたんです。これ、市長の親戚ならいいんですか。私だからということなんでしょう。

市長、そう答えたじゃないですか。だから、部長として、その辺をきちんと答えてください。私が近くに住んでるからだめだと、こう、市長は近くに住んでるからとは言われませんか。私の自宅があるからと、こうおっしゃったんです。この当該法人の計画は違います。確かに、私は近くにはおります、住んで。ましてや、道路を隔てた反対側なんで、その辺も今朝までに全部調べてまいりました。そのことだけお聞きして、それから、118名の待機者のみなさん、そして、それを誘致しようと、私は本会議場でも申し上げました。私は、伊佐地区の社会福祉協議会の会長として、どう

しても伊佐地区にほしいということで、誘致しましたという話も申し上げました。これも事実です。で、そして、期待をされてた方にも、本日、私はこの席でお詫びを申し上げたいと思っています。ですが、その前にどうしてもお聞きしたいのは、私が近くにおるから、こういうハンドルをきったんですかと聞いてるんですよ。市長の親戚の土地ならいいわけですか。私だからいけないと、こういうことですよ。

もっと言いますと、選挙期間中から起きてたんです。あれは竹岡が経営するんじゃない、あれは竹岡が何とかするんじゃない、いいですか、そういうことをずっと言い続けられてきたんですよ。ですから、私はこないだ12月2日の一般質問の中で答えが出てきた。ある議員さんは笑われました。おお、あれ、竹岡困るいや、全然困りません。そんな背景があるんですよ。部長、その辺をはっきり答えてください。よしんば私が近くにおったらだめなんですか。その辺をはっきりさせていただきたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 竹岡委員の質問にお答えいたします。市といたしましては、整備計画を作成するにあたりましては、先ほども申し上げましたとおり、推進会議等で議論、協議をさせていただき、それから、市内の皆さま方のアンケート調査、それから、市の現状を総合的に勘案して、整備計画をつくるということでございますので、推進会議等の会議の結果を受けまして、最終的に市長が判断するというところでございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 部長、人ごとみたいなこと、言わないでください。ですから、推進会議というのは申し上げたじゃないですか。どこに適正な議論をされたんですか。4年間。読まれたでしょう。河村課長でさえ、読んだって言われましたよ、あのとき。あんたが部長やから、読まんってことはないですよ。議事録、読まれたと思いますよ。何を議論し、何を決めたのか。118名の待機者については、変わってないというのが市長も認識で一緒だったですね。

ですから、私はこの改選後、市長とやりとりしたのは、118名の方がいつ解決ついたのでかかっていうお話しお伺いしました。しかしながら、6月の何日か知りませんが、歩いてみたら待機者は私はゼロって言ったら、いや、ゼロとは言ってないと、

こうおっしゃるんですね。

で、そうなりますと、何かの思惑がなかったらこんな要求はないはずですよ。ですから、役所はそうした思惑で動くんですかって聞いてるんですよ。それに対して、あなたは一つも答えん。推進会議での話、聞いてるんじゃないんです。推進会議での話は、もう私が説明したように、中身はまったく議論されてないんです。そんなことは、で、場外ではあったんです。あれは、どうも竹岡が絡んじよるからという、何とか阻止しようと、これは、ずっとありました。4月に入ってからもしかりです。ずっとありました。私、いろんな方からお聞きしてましたから。ですから、役所の姿勢を正したかったんです。もう1回、はっきり答えていただきたいと思います。推進会議の中身はいいですよ。役所はそうした私が住んでる近くなら、ハンドルをきるんですかって聞いてるんですよ。そのことを聞いてるんですよ。だったら、私は市外に出ていくしかないでしょう、何かするときに。それをお聞きしてるんです。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 竹岡委員の質問にお答えします。第7期整備計画につきましては御承知のとおり、整備をするという方向での（「聞いてません。私の質問にきちんと答えてください」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。市といたしましては、先ほど竹岡委員がおっしゃいました件につきましては、そういうことはないというふうに、私は考えております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） じゃ、執行部はそうした考え方はもってないということは、よく分かりました。そうしますと、これは極めて政治的に市長がハンドルをきられたと、こういうことだと認識をいたしたいと思います。しかも、私の質問に対して市民のみなさん、よく聞いてってくださいよ。いいですか、私が通告したのは11月二十何日かだったと思います。そのときに、この問題を正式に質問しますよという通告を出しました。そして、今課長が12月1日にこの書類を市長に渡したと。

で、市長はこのあいだの12月2日の一般質問の中で、私の自宅がある、極めて出されたこの計画には不審な点がある、疑問を感じる、まだ、言いたければ、まだありました。よく調べもしないで、そして、私の自宅があるから、あるいは、建物の所有

にも疑問点があるから、こういう理由で、いわゆるハンドルをきったと、こうおっしゃったんです、回答は。そうすると、つじつま合いますか。市長がハンドルきったのは6月ですよ。一体、何があったと思われま。市民のみなさんは。委員のみなさんも聞いてください。私が近くに住んでるからハンドルきる、あるいは選挙戦で、あるいは選挙の支持者、もっと早く言えば一生懸命これをつくられた中の施設、そのみなさんができたら困る、そりゃ、そうでしょう、確かに、競争相手ができたら困るでしょう。しかし、私が申し上げたのは、社協の伊佐地区の、社協の会長として、本会議でも申し上げました。75歳以上の独居老人が100人いらっしゃる。そうした方と接触しながら、どうしても近くにはほしい、これに応えようとした、しかしながら、今お聞きしたら執行部には、そういう考え方はないとおっしゃったんで、これは極めて市長の判断だと思います。

いずれにしても、そうしたことで、今お聞きになったように、私の不徳のいたすところだと思うんですが、118名の待機者のみなさん、そして、特に誘致をしようと言うたときに、いろんな方から早くつくってほしいとおっしゃった。そうしたみなさん、それから、今執行部もお聞きしたようにですね、仕方がない、首長の方針ですから。この福祉計画が2年間凍結せざるを得なくなった皆さん、それからもう一つは、地権者の方に心からお詫びを申し上げたいと、それで、私はきょうは自席を離れて発言させてくださいと言ったのが、そこ行く気じゃったから、ですが、委員長からだめだとおっしゃったんで、それからまた、むべの里にもおことわりのお電話入れたときに、まっ、それだけはやめさんいねと、こうおっしゃった。あくまでも理論的に話をして、そして分かりやすくひも解いていただきたいと、これが希望でございました。したがって、そうした関係者のみなさまに自席から、この席から心からお詫びを申し上げまして、そして、次の議案に入りたいと思います。市民の皆さん方、先ほど申し上げました待機をされてる皆さん方、いろんな関係者の皆さん方に対して、心からお詫びを申し上げたいと思います。大変御迷惑をおかけいたしました。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員、頭上げていただけませんか。（「委員長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員（竹岡昌治君） まだ、発言中です。私は一般質問の中で、後日やると市長に申し上げます。したがって、きょう時間いただいたんです。もう今期ありません、この時間は。まっ、市長派の山中さんからしたら、たまらんでしょうけど、私は今そ

うした方々に心からお詫びを申し上げましたが、さてそれからです。これからなんです。いいですか、この計画は、もう1回言いますよ、私の自宅がどこにも明記されていないんです。しかも、市長は、いいですか、これは言われたから私言います。私の自宅、個人なのか私の公人としての自宅なのか知りません。

しかしながら、市長は軽々に言われたんですね。3942-9、それは竹岡議員の自宅と、こうおっしゃったんです。いいですか、本会議場でですね、普通ありえますか、そうした情報。この計画書を見てください。番地が消されてます。文書出すときでも気を付けてこうやるんです、普通。それを、軽々に市長は番地をみな言うんです。で、あらぬ誤解も受けました。当然、それはそのつもりだったんだと思いますが、私はくどいようですが、伊佐地区の社会福祉協議会の会長として、私の住んでる周辺に特養を誘致したいと、こういうことから、伊佐地区には残念ながら施設ないんです。地番が伊佐というのはそこにあります。どことは言われませんが、ずっとこの大嶺町の先の川の向こうまでが伊佐町なんですね、確かにあります。ですが、本当に伊佐地区の中心にはないんです。したがって、そこに誘致できないかという御相談があって、で、ちょうど私もそうした立場におりましたんで、じゃあ、ひとつ誘致しようかという動きがあります。これ事実です。

そして、本会議場で申し上げました施設のサービスの競争っていうのは、今福祉でも始まってます、もう。商売でも一緒です。サービスの競争が始まったのは事実です。だからといって、あれはくるな、これはくるなというんじゃなしに、きちんと三浦部長が言われたように、推進会議で必要ならば、どれだけの待機者がおり、どうあるから必要だから、29床の特養の基盤整備しましょうという計画はできあがったわけですね。にも関わらず、これ私の近くということでハンドルきられた。それも、全然つじつまが合わないです、市長の答弁と。

で、私は一つ申し上げたいのは、市長は、いいですか、絶大なる権限があるかわりに責任あるんですね。その方が、本会議場であれだけ嘘の答弁をしてもいいかどうかというのを問いたいんです。これは、市民の皆さんに問いたいと思います。そして、極めて政治的にハンドルきる、このことが許されるかどうか、私は問いたいと思います。

いずれにしても、それから先はお互いに地権者と私と、私じゃなくて、その法人との市民の話ですから結構でございます。私は、この発言によってその晩寝てませ

んよ。それぐらい精神的に、やっぱりダメージあったんです。

なぜ、私が、こないだも言いました。誰が何をやるんかじゃなくて、一体何をやるのかっていうのが大事だと思うんです。そのことをもう少し議論したいためにはですね、午後で結構です。市長がぜひ来ていただくように、委員長にお願いをして、それから、進めたいと思います。でないと、市長は嘘ばかり言ってるわけですよ、本会議場で、つじつまの合わんことばかり言いながら、その場その場でころころ発言されてるんです。ぜひ、これから先は今副議長がこちょこちょこちょこちょ言よってやけど、ちゃんと聞いてます。これからは市長おらんのにと、こうおっしゃった。そのとおりだと思います。昼からは午後。市長に来ていただいて、そして、もうちょっと、一般質問は1時間しかなかったわけですから、委員会は1日かかってもいいわけですから、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 今、竹岡委員のほうからお話がありまして、ちょっとこのままいくとこの会議もあれなんで、改めまして、市長をこの席に呼ぶことで考えてよろしいですか。

○委員（竹岡昌治君） はい。

○委員長（戒屋昭彦君） 一応午後からということで、この議案が終了したのちということでよろしゅうございますか。

○委員（竹岡昌治君） はい。

○委員長（戒屋昭彦君） はい。山中委員。

○委員（山中佳子君） 先ほどからお話を聞いておりますと、一般質問でやり残したことは、こういうふうな委員会でもやってもいいわけなんですかね。委員長が許可すればいいということなんでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） これ、今冒頭ですね、所管のことというか、申し出ありましたんでお聞きしましたら、こういう話ということでございましたんで、私が許可いたしました。

○委員（山中佳子君） 分かりました。そしてもう一つ、所管の部に調べていただきたいことがあるんですけども、今竹岡委員は、伊佐地区の社会福祉協議会の会長をしてらっしゃるということで、伊佐地区の独居の75歳以上の方が100人いらっしゃると、で、そういうことで要望が非常に強かったと、施設をつくっていただくことに、それでは、伊佐地区の社会福祉協議会から陳情書か要望書が市のほうに出ているのか

どうか、福祉協議会からですね、それをちょっと部のほうで調べていただきたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君）　じゃ、その関連で竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　また、揚げ足取りの山中委員がそういう言い方されますが、私が会長でございますので、一応私が聞いてはおりますが、市には出す必要はないと思います。

したがって、これは市民がどうされるかというところまで、役所に持って行く必要はないと思います。役所は公募して、それから応募されて、そして、それをどういうものかというてやるのが普通であってですね、全然関係ないと思いますよ。何かあるんですか、それが。

○委員長（戒屋昭彦君）　山中委員。

○委員（山中佳子君）　やはり、社会福祉協議会の会長ということになると、やっぱり公人ということになると思います。そうすると、公人の立場でやられたのか、民というか、個人の立場でやられたのか、私その辺がちょっとよく理解できないんですけども、じゃ、そういう陳情書なり、要望書は、市のほうには社会福祉協議会からは出していないということなん……（発言する者あり）出していない。分かりました。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君）　よろしゅうございますか。では、この件につきましては、改めまして、午後から市長出席のもとでやってもらいたいと思います。

それでは、次の議案に入ります。本会議に入ります前に、審査入ります前に執行部より、発言の申し出がありましたので許可いたします。田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君）　それでは、委員長から許可をいただきましたので先日11月29日の総務民生委員会において安富委員から要請、請求のありましたので、資料を御手元にお配りしております。これについて、若干説明をさせていただきたいと思います。資料が2枚ありますが、表の左肩に職員数計画と書いてある表をみていただきたいと思います。

これは、市の職員の定員管理の資料になりますが、表の、上の表の一番上の項ですけども、これが行政改革大綱で定める職員の定員管理の計画になります。平成31年度において普通会計職員を341人にすることを目標としております。上から2番目の項ですが、平成27、28年度は職員数の実績の数字でありまして29年度

以降は現段階での見込みとなっております。

なお、普通会計職員の職員数の内訳は下に表を付けておりますので、ごらんいただきたいと思っております。それから、3項目からの前年度末退職者数、それからその下の当年度採用者数、その下の会計間の異動によって職員数を調整し、平成31年度に341人とする予定としております。

次に、下から2項目の他会計職員数というのがありますが、これは普通会計以外の特別会計、また企業会計の職員の合計となっております。そして、一番下の全職員数ですが、これはあの再任用の常勤職員を含みます。それから、教育長以外の特別職、病院事業局の医療職員等は逆にこの全職員数のなかには含まれていないということで見ていただきたいと思っております。

続いて、横長のもう1枚の紙になりますが、これは、職員の年齢構成表になります。縦軸が年齢、横軸が人数を表しております。左の黒いグラフが男性、右の白いグラフが女性を表しております。これをごらんいただくとおわかりのように43歳が一番多く、その前後の世代の層が厚くなっております。これは、団塊ジュニアと言いますか、第二次ベビーブームの世代ということになります。

一方その下、20代後半から30代前半にかけては層が薄くなっております。現時点では平均年齢が約41歳ということで、ある程度経験を積んだ働き盛りの世代が充実しておる組織になっておるといふふうに考えております。まあ、ただあの今後再任用の職員がふえて、高年齢職員がふえる一方、中堅の働き盛りの年齢層が薄くなるということが予想されます。できるだけ、バランスのよい年齢構成となりますように層の薄い世代を対象とした社会人の採用。あるいは単なる退職者の補充での採用ではなくて、前倒しで採用するというような検討も必要になるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 済みません、ありがとうございました、資料。それで、今部長が言われるようにですね、これ見るとやはり若年層っていいですか、若い方の層が薄い、言われるとおりでというふうに、すぐ分かりますので、一番——団塊のジュニアと言われましたが、43歳、44歳辺の近辺が、かなり多いわけですが、こういうふうな方たちの10年後といえますか、退職等も見ながらですね、それ再任用、またさ

れるとか、いろいろこの財政上の考え方、あるいは職員の考え方もあるでしょうから、我々も一概には言えませんが、今言われるように、早めにですね、社会人枠とか、いろいろなあらゆるあれを考えながら、方法を考えながら、遺漏ないようにしていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長（戒屋昭彦君）　じゃあ、続けます。それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案13件について、審査いたしたいと思いますので、御協力をよろしく願いいたします。

最初に、議案第109号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　議案第109号は、美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

議案書が109-1から2ページ、参考資料は1ページから3ページになります。

これは、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、国に準じて、介護休業の部分取得、介護のための所定労働時間短縮措置等、所要の改正を行うものであります。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（戒屋昭彦君）　説明が終わりました。議案第109号に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねいたします。参考資料の3ページを見ますと、改正案なんですけど、給与額を減額するとありますけれど、この1日に2時間を超えない——超えなければよいとありますが、それで減額だということだと思いますが、そうなのでしょうか。

それと、109-1なんですけど、下から7行目で1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は休暇とする、ということですが、どういことでしょうか。例えばですね、2時間を4回とったら1日休暇とかみなされるのかということと、それから、こうした場合、2時間がそのままカットされた場合ですが、有休が消化されていない方が多いのではないかと思いますけれど、それとの兼ね合いはどうなってるのか。また、こうした中で、職員に通達はもちろんされておられると思いますが、どうなのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。まず、この1日2時間以内の介護規則なんですけど、これは基本的には有休休暇で対応できない休暇というふうに捉えております。というのが、これは期限が3年あります。3年間のうちに、要は毎日、日々介護が必要だから、とりあえず1日1時間なり、2時間なり、勤務に合わせてとりたいという申請が出ます。そうした場合は、恒常的にその職員が休むようになりますんで、その部分に関しましては、時間給をカットするといった内容でございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい。三好委員。

○委員（三好睦子君） 時間給のカット、私が問題にするのは有休が消化されていないのに、有休が長い方で40日ですか、あるとしてですね、40ないか分かりませんが、まだ有休が消化されていないと思います。それで、その部分、有休が消化されていないながら、その2時間をとったことで、給与カットというのは、ちょっとおかしくありませんかね。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。まず、有休を使うか使わないかは、個人の判断によります。だから、それを申請する本人が、有休で対応できると判断したならば、その有休の対応で十分だと思います。

ただ、こういった場合は、介護の場合は長期にわたりますので、これをさっきも言いましたように3年以内、3年間ですね、毎日1時間休む、取るとかすれば、当然有休の対応はできません。で、そういった意味の今回の労働時間短縮措置といったかたちの容認といいますか、制度改正になります。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。（「ちょっと回答がまだなんですけど」と呼ぶ者あり）三好委員。

○委員（三好睦子君） 職員の徹底とかはどのようにされてますか。それとあの……。

○委員長（戒屋昭彦君） ちょっと、三好委員。先ほど、それは質問に出てなかったか

と思いますが。

○委員（三好睦子君） それと、何か介護休暇というのが以前にあったような気がするんですけど、これについては、美祢市はどのようにされてるのでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） まず、ただいまの御質問にお答えいたします。まず、この条例の徹底なんですけれども、この制度はさっき申し上げましたように、29年の4月1日から施行されますので、この件に関しましては施行される議決をされて、された後に職員に決定するといったかたちになります。

それと、介護休暇に関しましては、これは国の職員に準じて美祢市においても、介護休暇制度を設けております。現行の介護休暇でいいますと、原則1回に限り93日までの取得が可能というふうなかたちで条例整備をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） じゃあもう、さきほども申しましたが、質疑なしと認めます。それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第109号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第110号は、美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてであります。

議案書が110-1ページ、参考資料は4ページになります。

これは、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情等を新たに設けるなど、所要の改正を行うものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。議案第110号に対する質疑はござ

いませんか。はい、高木委員。

○委員（高木法生君） この条例は2年前に制定されたわけでございますけれども、そのときに説明があったかもしれませんが、この休業中の給与の取扱いはどうなるのかということと、退職手当の算定期間はどうか、この2点をお聞きしたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） この取得期間中は無給になります。それと退職金に影響するかどうかなんですけど、ちょっと今その辺資料持ち合わせておりませんので、また、後日ちょっと答えさせていただけたらと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第110号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第112号は、美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案書が112-1、2ページ、資料は19から22ページになります。

これは、雇用保険法の改正により、65歳以上の者への雇用保険の適応拡大、雇用保険の就職促進給付の拡充等が行われ、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

この条例は、平成29年1月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。議案第112号に対する質疑はござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第112号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号美祢市税条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） 議案第113号美祢市税条例等の一部改正について、御説明申し上げます。

議案第113-1ページをお開きください。参考資料は23ページからとなります。

地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律が公布され、またこれらに関する政令及び省令がそれぞれ公布されたことに伴い、美祢市税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、消費税10%導入時に県税の自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車に自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割が創設されます。

環境性能割は、環境性能に優れた自動車等の普及促進のため、納税者の負担軽減になるように制度設計がされ、環境性能に応じた税率区分を適用し、自動車取得税と同様に自動車等の取得価格を課税標準とし、取得時に取得者に課税されます。

環境性能割の創設に伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割と名称を変更し、軽自動車税は、種別割と環境性能割の区分となります。

市税の軽自動車税環境性能割は当分の間、県が賦課徴収を行い全額市へ払い込まれ、市は環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うための経費として、徴収取扱費を県に交付する制度が創設されます。

なお、県税の自動車税環境性能割は、自動車取得税の自動車取得税交付金と同様に

自動車税環境性能割交付金として市へ交付されることとなっております。

次に、法人市民税、法人税割の税率を消費税10%導入時に12.1%から8.4%に引き下げるものであります。

これは、平成26年度税制改正で地域間の税制の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税、法人税割の税率を引き下げ、その引き下げ分を国税の地方法人として課税し、その税込額を地方交付税の原資化として、財政力に応じて配分する条例の改正を消費税10%導入時に地方交付税原資化をさらに進めるため、同様の改正をするものであります。

次に、現行の医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病の予防として、定期健康診断、予防接種等を受けている個人を対象に医師の処方箋により医療用医薬品として使用されていたが、安全性、有効性に問題がなく、現在は一般用医薬品として転用され、薬局等で販売が許可されている医薬品の購入費が年間1万2,000円を超えた場合に最大10万円の購入費用を限度とし、1万2,000円を超える部分の金額について、所得控除制度が創設されます。

本特例は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの購入費用を対象とし、平成30年度から平成34年度までの個人住民税について適用となります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。議案第113号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第113号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号美祢市敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第115号美祢市敬老祝金支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書の115-1ページ、参考資料につきましては、55ページ、56ページになりますのでお開きください。

この度の改正は、毎年9月に80歳、88歳、90歳など、節目の年を迎えられた高齢者の方々に支給しております敬老祝金について、支給年齢、支給金額の見直しを図るため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、2カ年にわたる段階的な変更を行うものでありますが、それぞれの変更内容を申し上げます。

まず、変更初年度にあたります平成29年度支給分についてでございます。

平成29年度は、80歳の方については現行どおり、1万円を支給することとしております。一方、88歳の方については現行2万円を1万円に、90歳の方と99歳の方については現行3万円を2万円に、また、これまで100歳以上の方に毎年5万円を支給しておりましたが、ここの区分につきましては100歳を迎えられた方のみ限定し、現行5万円を3万円に変更するものでございます。

次に、変更2年目となります平成30年度以降の支給年齢及び支給額について御説明いたします。

従来80歳、90歳、99歳の方に対する支給については、廃止をさせていただくこととしております。従いまして、88歳と100歳の方のみの支給となりますが、88歳の方につきましては1万円、100歳の方につきましては3万円を支給することとしております。

なお、この改正に併せまして、これまで、9月15日の基準日に支給該当年齢に達しておられた方を当該年度の支給対象者としておりましたが、平成29年度からは、基準日を見直し、年度内に支給基準年齢となられます方を対象としております。

従いまして、基準日の変更に伴う支給漏れを防ぐため、変更初年度となります平成29年度につきましては、平成28年9月16日から平成30年3月31日までの間で、対象年齢を迎えられる方を支給対象とする対応を行い、平成30年度以降につきましては、当該年度に対象年齢を迎えられる方を対象とする予定としております。

なお、この条例は、平成29年4月1日と平成30年4月1日の二段階により、施行するものでございます。

説明につきましては、以上となります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。議案第115号に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 一口に言うて、かなり減額をしよう、あるいは対象者を外そうというお考えのようでございますが、まず、考え方についての、今条例の中身はお聞きしたとおりですが、なぜ、この時期にこれをいらって減額をせんにやなんのかという理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの竹岡委員の御質問についてお答えいたしたいと思います。なぜ、この時期にこのような減額なのかということでございます。高齢者福祉事業にかかる経費っていうものが、年々増加しておるところでございます。本会議場、市長のほうから説明がありましたように、配食サービスについても然り、介護保険事業に係る経費についても然りというところでございます。現状の美祿市の支給額、敬老祝金に対する支給額というものが、県内でもトップクラスにあたるということからも、一部見直しをさせていただきまして、他市と同等の支給内容とさせていただきたいという考えで、この度の条例改正案を出させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） せんだって、資料請求しましてね、見せていただいたけど、今課長が言われるように、他市とのまあ、と言われるんですが、美祿よりもっといいところもありますし、それからですね、何かこう、配食サービス、配食サービスって言われるんですが、ちょっと耳触りなんですね。僕配食サービスを見直すというのは悪いとは思っていません。かつて、私がやってたとき、十数年やりました。しかし、2,400万ぐらいやったですかね、赤字を出しました。

ですから、この事業に改善をしてやられるというのはいいんですが、なぜこれを、原資を、ここを減して配食にもっていかれるのか。何でここを減してやるのかっていうのが、ちょっといまいち分からんですね。その辺の説明を願いたいですね。何か、配食サービスっていったら、かつて私がやりよったから口封じに聞こえるんよね。そうじゃなくて、いいですか、高齢のお年寄りに対して、せっかくの祝金を出そうとい

うのを、これを減額して配食サービスと、このあいの12月2日の一般質問のときも、市長は変なこと言われたんですよね。今の若者たちが歳をとる頃のために基盤整備という、言い方されたんです。冗談じゃないと思うんです。今の若い人たちが歳をとるまで待ちよくわけにいかん。今の年寄りをどうするんかっていうのが、大事だと思うんですよ、私は。で、その辺でもう1回お聞きしたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） なぜ、敬老祝金が見直しの対象事業になるのかということだったろうと思います。その点について、お答えさせていただきたいと思います。

見直しにつきまして、この敬老祝金事業の見直しにつきましては、継続的に懸案事項として掲げられておりました。他市の支給状況からも、美祢市が県内のトップと言いませんけれども、トップクラスという表現をさせていただきたいと思いますが、トップクラスということもございましたので、年齢基準、支給額等ですね、見直しをさせていただくということなんですけれども、県内各市町で同じように高齢化の進展によって諸問題を抱えております。他の事業についても、いろいろと見直しに向けて、他市においても検討はされているところでございます。そういった中で、美祢市においては、敬老祝金のこの事業につきまして、兼ねてからの懸案事項ということもございました。そういったところから、見直しをさせていただいたというところでございますが、昨年度、長門市におかれましても——かつて、長門市につきましては、88歳の方が2万円、100歳の方が5万円というかたちで支給されておりますが、平成28年度、今年度になられまして、88歳1万円、100歳3万円というような見直しをされております。そういったところも引き金になりまして、かねてから問題の部分を解決していきたいというところで、このたび出させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますとですね、ちょっと課長、お尋ねするんですが、美祢市のまち・ひと・しごと創生総合戦略、読まれました。昨年10月に——10月じゃない、この28年の11月10日ですか、一部変更したもののですね、どうもその所管が違うんですよね。こうした高齢の福祉をつかさどるところと、まち・ひと・しごと創生総合戦略、作成される部署が。

私はなぜ、その例えば、県下でもいいほうだとおっしゃってたんですね、なぜ、そのいいものを残さない。その辺がちょっと理解できないです。どんどんどんどん福祉を切り下げていかれるというお考えですか。

確かにね、おっしゃったように、配食サービスに持って行くっていうのは、私もいいんです。いいんですが、この財源を配食サービスに持って行くっていうのは、また、別の話だと思うんですね。何か、変な理屈なんですよ。ある方は言われたんです。これを儉約したんなら、今度私たちがやってるサロンのほうに回してえやと、こうおっしゃるんです。じゃけえ、理屈が、ちょっとその辺が合わないんです。

で、しかも県下でもいいほうならば、なぜ、今の地域間競争の中で、いわゆる、自治体競争の中で残さないのか、1億も2億もかかるよと言われると、ちょっと考えますけど、資料見せていただいた範囲ではですね、そんな大きな金額でもないし、その辺で、私は残すべきだという観点からものを言ってるわけですが、どうしても分かりません。

したがって、課長、もう1回戻りますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略、どうお考えなのか。当然、この中には、生涯活躍のあれがあるわけですが、これは俗にいうCCRCですよ。これもこないだ一般質問で、市長、まったくやる気がないということとはよく分かりました。やる気がないんなら、枝葉をのけていくんなら、まち・ひと・しごとももうやめられたらどうですか。私はそう思います。ちょっと、課長の見解をお聞きしたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいま言われました、まち・ひと・しごとの関係につきましても、私ども所管のところではございませんので、計画のほう、すべて読み切ってるわけではございません。そこの考えにつきましても、私のほうから述べることはできませんけれども、竹岡委員の言われました、いいところを残すというところは、確かに必要なことだろうとは思っております。

しかしながら、限られた財源の中で、どう、やりくりするかということも、私ども懸案とするところではございまして、この度この敬老祝金支給事業のところを、見直しの対象とさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 最後に質問を申し上げたいと思うんですが、今おっしゃったように限られた財源、限られた財源なら、まだ、ほかのところにいくらでもメスを入れることは、私はあると思います。どうしてもっていうなら、市長含めて議会も含めて歳費を削ったらどうですか。それでも、僕は残してくれと、こう言いたいですね。

で、さっきの質問に関連して申し訳ないんですが、実は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の会長、私なんですよね。だから、さっきも申し上げた。私がするからいけんっていうなら、会長も下ろさせていただきますしね。で、ほかの者にしていただいたら、おそらく、前に進むんかもしれません。そう、うがった見方をせざるを得ないんですよ。

したがって、今から進み行く高齢社会とおっしゃったけど、この美祢市の高齢者、保険福祉計画を見ますと、これは多分課長の所管だと思うんですね。11ページに人口推計が書いてありますよね。で、平成27年度、75歳以上の後期高齢者5,358人と、いわゆる、されてるんです。で、28年が5,324人ですから、30人ぐらい、30人までいかにしても減ってますよね。で、29年、5,290、まだ減るんです。それから32年、5,267、まだ減るんです。平成37年、いわゆる団塊の世代が75歳になるとき5,310です。まだ減るんです。いいですか、お年寄り75歳以上の後期高齢者は減っていきよるのに、理屈合わんと思うんですよ。まだ、変な言い方するけど、こうしたまち・ひと・しごとの関係も、私が会長だからやるんですか。やるんなら、また、お詫びをせんにやならん。何回も何回も頭を下げさせないように、もう1回ちゃんとした答弁してください。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 失礼いたします。竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは重要戦略では、高齢者が多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送りと、云々というふうに記載されておるところでございます。市長が、さきの本会議で、質問にもお答えしたように、日々アクティブな生活がおくれるように、財源をシフトしていきたいという考えでございますので、この祝金1回で終わるよりも、日々の生活を支援したいという意向でございますので、財源はそちらに振り替えるということでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。はい、末永委員。

○委員（末永義美君） 私の率直な思いなんですけども、このタイミングでこの祝金の改正が、段階的にこう小さくなっていく、カットしていく。もしかしたら、市長や執行部の思いの中には違った、対外の要因あるのかなと、期待をするようになっての質問ですけども、高齢者の中には、この敬老祝金があるならば、これを自分たちの子供や孫が、帰ってきてもらえるようなまちをつくるための資金に回してくれということをおっしゃってくれる方もいますし、これを、もう前から楽しみに待っていらっしゃる方もいます。

だから、現金の支給が一番だとは、私も思ってませんけども、例えば、それを減額するならば、その現金っていうものを、何かこう、御高齢者の生活に便利な商品に変えるとか、そういうものがあるのかないのか。それがなければ、今この段階で高齢者の福祉がますます重要であり、厳しい状況になっていく中で、財政の厳しいの分かってますけども、先ほどの御意見のように高齢者福祉のためのことを、さっき言ったように、高齢者福祉のための部分を削ってやる、いろんところで本当に削れる部分はいっぱいあると思いますので、僕はこの改正をこれから進めていく中で、ただただ現金をふやすとか減らすとかじゃなくて、これに替わるものがあるっていうのが、プランがあったらいいなという期待があるんですね。そういったものがまったくなくて、ただ情勢が厳しいから減らす、段階的には市民の了解も得たいというようなばっさりしたものなのか、実はですねっていうものがあるのか、この辺をもう一度河村課長のほうに、御質問申し上げます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの、末永委員の御質問でございますけれども、末永委員言われるようなプランを持ち合わせてるということではございません。これから先、どんどん経費が重なっていきます。

例えば、認知症の関係の事業とか、そういったものに使わせていただきたいというところはありますけれども、末永委員が期待されるような、というところでは言いますと、持ち合わせてるところではございません。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、末永委員。

○委員（末永義美君） いろいろ今おっしゃられた高齢者のための生活を支持していくような福祉事業に、使わせてもらいたいということでしたけども、それを考えると、

こんな額じゃないですね。もっともっとプランを立てて、もっともっと市民にそういう説明をして、あらゆるところから事業費を削る、また、国や県からもいろんなもんをこちらに持ってこれる、持ってこなきゃいけない部分がありますんで、どうしても、そのおっしゃってることはすごく大事なことであり、大きいことなんです。これから、もっともっと深刻になってきます。

でも、これを削るっていうことの、1,000万円前後のこと、これを削りますけれども、あれもこれも、その中の一部がこれなんですっていう、議会に対しても市民に対しても、もう少しこう、じゃ、しょうがない、頑張ろうというような説得力というのが、ちょっと欠けるように思ひまして、この問題なかなか進むのかな、どうなのかなっていうのが、今プランがないってことも御答弁ありましたけども、ならもう少しこれは時間をかけて議論する、そういう事案じゃないかと、私は思っておりますが、これは今ここで、速やかに決めなければならないという執行部の思いが強いのか、もう少し市民の意識を含めて気持ちを含めて、検討する時間はないのか、この辺をもう一度申し訳ありませんけれど、河村課長のほうに御質問を申し上げます。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの末永委員の御質問ですが、速やかにこれに対応しないといけない事業なのかと、条例改正なのかと言われますと、じゃ、すぐというふうな表現のところでございましょうが、私どもは与えられた、限られた予算の中で高齢者事業について、どうやりくりするかという問題には直面しております。

そういった中で、もうすでに年々経費が増大していつてる、そういったところからしますと、すぐにでもやっていかないといけないというところでございますけれども、ほかに削るところがないのかと、高齢者事業につきまして言わせていただければ、この敬老祝金支給事業は、対象として上げさせていただいたということは、ここの部分が一番対象として考えやすかったというところになります。大変失礼な言い方かもしれませんが、ほかの日々の日常のサービス、生活サービスを削る予算しか、あとは残っておりませんので、そういったところを削るわけにはいかないというところもございました。私どもも苦しい選択の中での条例改正案ということは、御理解いただければと考えております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、末永委員。

○委員（末永義美君） 分かりました。私もずっと東京でしたけれども、社会福祉、高齢福祉の現場にずっといました。いろんな立場でいろんな問題に対応してました。そういう経験をふまえて、今の河村課長をはじめ、執行部の方々の苦しいところ、そこは感じました。

ただ、私としましては、もう少しよりよいような結果になるためにも、一人でも市民が、じゃ、本当しょうがないと思えるような結果を出して、次に進むためには、ここですべてを決めなくてもいいんじゃないかという意見を述べさせてもらって発言を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 先ほど河村課長のほうから、対象として考えやすかったという発言がありましたが、それはちょっと、執行部の本意ではございません。執行部としては苦渋の選択でございます。訂正させていただきます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、分かりました。安富委員。

○委員（安富法明君） この敬老祝金、今のこの金額、この制度っていいですかね、この金額にまとまったのはいつからなんでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの安富委員の御質問はこの改正案にまとまったってところ……。〈発言する者あり〉済みません。現行の支給金額、支給対象年齢等につきましては、ずっと私もどこまでさかのぼってかっていうところありますが、合併当時、旧美祢市の支給条例というものがございました。そこに、定められた支給年齢、支給金額となっております。その前がいつからかと言われますと、ちょっと、持ち合わせる資料は、持ち合わせておりません。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 私もそう思うんですね。これ、合併前のそれぞれの自治体が支給してた分の中の一番高いところを、ずっとひらっていったんじゃないかなって思ってます。（発言する者あり）旧美祢かね。だから、一番ええところをとっていった。

（発言する者あり）一番ええところをとっていったんやろ。（発言する者あり）えっとなんかですね。旧美祢のをそのまま使ってるということらしいんですが、合併のときの基本的な、その設定っていうのが、三好議員がよく言われる負担は低いほうにっていう

ふうなあれですよ。サービスは高いほうに、そうですね。

で、やはり約束事っていうのが一つあるなっていうふうに思うんですよ。だから、そこらで合意をしたのがどうかなっていうのとですね、もう一つね、河村課長最初全協で話をされましたときに、この浮いた財源といいますか、若い子どものために使うような話をされたと思うんですよ。で、先日の市長の話は、やっぱり、この福祉の敬老祝金で浮いたものは、先ほどもありましたけれども、配食サービスだとか、サロンでしたっけ、そういうことをやりたいと、2つ言われたと思う。このことは市執行部の中で、河村課長責めるわけじゃないですよ私は。どういうふうにして、そういうふうなかたちに変わったのかな、気になるんですよ。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） まずもって、合併当時の調整方針についてまずお答えさせていただきたいと思いますが、合併時の調整方針は、新市に移行後、速やかに調整するというような取り扱いになっておりまして、合併後ですね、協議をされたというところがないのが現状でございます。（「回答続けてお願いします」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それと併せまして、当初、子育て世代のためにというような表現で、私のほうから全員協議会のほうで、御説明させていただきました。

先般、市長のほうからは、配食やサロンというふうな表現で、説明があったかと思えます。配食の言葉というところが出たところは、私のほうが全員協議会のほうで説明させていただいたあとに、配食サービスの事業者さんのほうからですね、どうかならんかねというような内々の御協議をいただきましたので、そういった実情があるということ、市長のほうに話をさせていただきました。ただ、考えられる部分については考えてあげないと、市民の生活を守る配食サービス事業ということもあるんで、そこは優先的に考えてあげられないかというところから、その思いが市長のほうは強かったんだろうと思えます。

そういったところで、配食サービスというものが、先に表現として出てきたものだと思います。私どもも、サロンの充実等につきましては、この財源使わせていただきたいというところございますけれども、当初、説明させていただいた段階で、どこまでの部分を高齢者福祉で使わせてもらえるのかというところと、片方で兼ねてより子育て世帯の部分についても、財源不足というところが生じております。同じ福祉、課が違えども同じ福祉事務の中というところもございまして、双方の中で金銭っていいま

すか、財源のやりくりというところも考えないといけないというところもございましたので、そのような説明になった次第でございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） はい。申し訳ありません。ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時12分再開

○委員長（戎屋昭彦君） 休憩前に続き委員会を再開いたします。安富委員。

○委員（安富法明君） 休憩が入りましたんで、せっかくまとまっちゃった意見が、何かおかしくなってくる可能性もありますが、私、当初この話を伺ったときに、そういうふうなこともあり得るなというふうな感じをもって、実はおりました。それがね、河村課長の言われるこの高齢者祝金ですよね、敬老祝金で浮いたものを子育て世代っていうか、若い世代に使おうっていうふうなところなんですよ。

で、それは理由は、今竹岡委員も言われましたけども、この人口推計っていいですか、年齢推計のあれ見ると分かるんですが、要は人口は減っていくけれども、高齢者が必ずしもですね、この敬老祝金に相当するようところが、必ずしもどんどんふえていくっていうような感じには、どうもとれないんですよね。

基本的には、この前市民大学講座がありまして、藻谷先生いろいろグラフをつくって説明された中に、一番大切なことは、何て言いますか、出生数っていいですか、新しく生まれてくる子がずっと美祢市の場合減ってるんですよね。その傾向はこれからも続くだろうって感じのことが分かるんですよね。で、何を市としてやらんにやいけんかって、一番力を入れんにやいけんかっていうところは、子育て世代の福祉っていいですか、そういうふうなところに力を入れていって、その辺に歯止めがかかると、この人口減少、ずっと続くし、生産年齢人口って言いますかね、15歳からですかいね、これ、64歳まで、この辺が同じように減っていくってことですよね。で、高齢化率はふえて、全体が減るわけですから、ふえて高くなっていきます。

そういうことを思うとですね、さっきの市長が質疑の中の答弁で言われたような、福祉の中の福祉財源の中で、こう回すんだったら私はあんまり、今も意見が出ていましたように、もうちょっと、ほかのところから考えたほうがいいんじゃないかなっていうふうなこと、だから今、この内容そのものを、もうちょっと考えたほうがいいと

思うんですよ。今出されてる改正案については、私はもうちょっと考えたほうがいいという思いを持っております。

それは、その辺のことのね、答弁っていうのは市長おられないからお答えができないのなら、それはそれでいいですけども、市長の答弁と今河村課長の言われた、当初言われたのが変わったっていう辺のことは、一通りお話をされました。だから、私は最初のほうだったら、おそらく賛成をするでしょうけども、今のところはなかなかしかねるかなっていうふうな感じをもっておる。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑……はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 先般、竹岡委員の一般質問を聞きまして、私この第6期介護保険事業計画、もう一度始めからきちんと読まさせていただきました。その中に52ページに敬老祝金支給事業っていうのがあります。その中で、「今後は必要に応じ、事業内容の見直しを行いながら、継続して実施していきます」という一文があります。

さきほど来、何で今の時期にこのような急激な改革案が出たのかというふうなお話がありましたが、多分この一文にのっとなって行われているのではないかと思います。その辺は答えいただきますとともに、先般、資料いただきました。その中で、事業を一切していないというか、敬老祝金を出していない市というのが、宇部市、岩国市、山陽小野田市があります。そして、一人あたりの支給見込み額というのは、やはり、美祢市が一番多くて1万8,963円です。その次に多いというのが、もうこれは町になります。和木町、まあ、和木町は経済的に非常に豊かな町だというお話を聞いておりますので、1万6,061円、その前に光市もありました、1万6,734円、どっちにしましても、だんとう美祢市が一人あたりの支給見込み額というのは、一番多いようにこの表からは見てとりました。

そして、市長の説明の中で、各世代間への公平性というような言葉を言われました。先ほど来、副市長も言われておりますように、いろいろな世代に、いろいろな世代っていうか、高齢者ですね、高齢者の世代に公平にたかが400万、たかが1,000万というふうな金額が先ほどから出ておりますけれども、これは、本当に各世代間の公平性を考えたら、私は必要な金額だと思います。カフェなりサロンなりに利用されるのもいいでしょうし、日々の生活で安心して暮らせるまちづくりの経費に

使われるということであれば、私は今回のこの条例改正に賛成します。

○委員長（戎屋昭彦君） ちょっと、山中委員、いま……。

○委員（山中佳子君） 質問したいと思いますが、最初の質問、済みません。先ほど言いました計画にのっとなって進められているのではないのでしょうかということにお答え願いたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの山中委員の御質問にお答えさせていただきます。52ページに記載させていただいております、「必要に応じ事業内容の見直しを行いながら……」というところ、これに基づいて私どもも実施させていただいたという実情がございます。

以上です。（発言する者あり）

○委員長（戎屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 何回も言ったんで、言わまあと思ったんですが、今ちょっと山中委員が和木町の話されたんですね。美祢市がだんとつ県下1位とおっしゃったんです。もう1回見てください、和木町のところ、何か1万6,000円って言葉、聞き違えたんだと思うんですが、80歳以上3万6,000円なんです。よろしゅうございますか。この方は100歳まで生きられたら、一人当たり美祢市がだんとつということにはならないんです。なぜかっていったら、80歳以上ずっともらえるんです。お分かりでしょうか。（発言する者あり）

○委員（山中佳子君） ここの数字を私は言っただけです。

○委員（竹岡昌治君） これ見ちゃったらええわあね。あんたは論旨がおかしいんよね。だから、いいですか。私が申し上げたいのは、確かに見直していこうということあるんです。じゃあですね、70ページに書いてある地域密着型サービスの基盤整備、書いてあるじゃないですか。これはやるが、これはやらん。しかも、その理由は先ほどから延々と申し上げました。午後に市長と話そうと思ったら、何か話聞くところによると、昼からは移動市長室があるからとおっしゃったんです。これまた議長には、申し入れしたいと思います。議会中なんですよね、だから、どっちが大事なのか、私には分かりません。確かに、市民の声聞くちゅうのは大事なんです。

ですが、我々の議会軽視もはなはだしいと私は思ってます。そのことは、また議長に済みません、善処していただきたいと思います。それはいいとしまして、私は先ほ

ど申し上げたように、この中身を、もっと第7期でやられるんなら、100歩譲ってここでどうやるんか、そのときにやっぱ議論されたうえで実施すべきではないんじゃないかなと、こう思います。こっちはやるが、こっちはやらんとかじゃなくてですね、その辺をきちんとやっぱし、市民の皆さんに納得のいくようにやっていただきたい。

取ってつけたように、副市長は苦渋の選択とおっしゃったんですね、確かに、そうかもしれません。で、たかが1,000万と言った覚えはありません。170億の中の1,000万ですから、私たちは1,000万、1,000万という言葉を使いました。もし、どこかで、たかが1,000万と言うた発言しちよったら、訂正させていただきます。170億のうちの1,000万ですから、私たちはそれを今、軽々にやる必要ないんじゃないかと、もっとお年寄りを大切にすべきじゃないかと、こういうことで意見を申し上げた。意見を言うちやいけんかった。

そこでですね、じゃ、質問に変えないと、ちょっとまずいで、和木町の80歳以上3万6,000円っていうの、一体どういう仕組みになってるか説明していただきたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えいたしたいと思っておりますけれども、お手元にお持ちの資料につきましては、私どものほうから、県内の各市町に対しまして、敬老祝金の支給状況を確認させていただいた資料に基づき、整理したものでございまして、今御質問の80歳以上の方に対する3万6,000円につきましては、記載内容的には80歳以上の方に対して、年額3万6,000円以下を祝金として支給するということになっております。今現在これ以上の細かいところについては、ちょっと手元に資料がない状況でございまして、以下となっておりますので、何らかの制限はある可能性はあろうかと推測しております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） よろしいですか。石田公室長。違うんですか、失礼。はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 済みません、先ほど竹岡委員のほうから、市長の議会軽視じゃないかという発言がございましたが、移動市長室のスケジュールは、もうちょっと早めに決めてしまうもので、あとから委員会の日程が入ったということでございます。決して、議会軽視ではございません。私ども職員のほうが、スケジュールを入れてい

きますので、そのスケジュールの関係で、たまたまちよつと移動市長室が、この日程に入ったということでございますので、今後はこちらの執行部としても、十分配慮しながら日程を決めていただきたいと思いますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 今篠田副市長のほうから、移動市長室の件につきまして、お話がございまして、きょう総務民生委員会ということで、先にそちらの移動市長室のほうを決めておられたということでございます。

ただ、私委員長からしましたら、やはり議会もいつから始まって、いつまでという日程で、きょう総務民生委員会がいつってございますんで、もし逆に先に変更できるのであれば、移動室の変更をしていただければというふうに、今後もしもいろんなことも、ほかの委員会もあるかと思っておりますので、市長の要請があったときもあるかもしれませんので、御配慮していただきたいと思いますというふうに、委員長からお願いしたいと思えます。はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 御提案なんですが、今この議案について、いろいろな御意見があるかというふうに思うわけですが、こう時間とっていただいてですね、もうちょっと皆さんに賛成をいただければ、もうちょっと内容についても、発言があってもいいと思うんですよ。で、そういうふうな自由な討議の場を、もしつくれるものなら、つくってみられたらどうかと、いきなりこの表決っていうのもどうかというふうな感じはもっております。諮ってください、委員長。

○委員長（戒屋昭彦君） じゃ、今委員の皆さま方にお尋ねいたします。今安富委員のほうから、この敬老祝金の件につきまして、もう少し自由に討議したらどうかという、今発言がございましたが、委員の皆さま方の御意見はどうでございましょうか。

〔（「委員長」と呼ぶ者あり）〕

○委員長（戒屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） いつまでやるの、討議は。きょう、2、30分ぐらいっていう意味。提案は。（発言する者あり） そうなの。いやもう私は言い尽くしてしもうたから。別にその時間があっても、言うだけのことは言わせていただきました。

○委員長（戒屋昭彦君） 議長。

○議長（荒山光広君） 今の提案がありましたけども、実は美祢市の議会、基本条例の中に議員間の自由討議の保障という項目がございます。特に、きょうの議案115号

について、いろんな御意見があろうと思います。この自由討議というのは、質疑をした上で、過程的には討論、採決に入るわけですが、討論は基本的には一人1回の発言ということになります。その採決の前に議員間で、この場合であればこの議案について、もっとこうだという議員間で討議をして、論点を明確にしながら、そののちに、採決に入るということが基本条例でも保障されてますので、今せっかく御提案ございましたので、もし皆さんがよければ、やられたらどうかなというふうに思っております。

○委員長（戒屋昭彦君） 分かりました。他の委員の方、どうでございますか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この場で自由討議に変わるんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） まだ、自由討議をするかどうか、まだ、決まってませんので、自由討議をすとなれば自由討議に入りたいと思います。今自由討議をする提案がありましたので、委員の皆さま方が、今議長が言われました基本条例にもありますし、その自由討議をやりたい、やらなくていい、そのあたりの皆さま方の御意見をお伺い、さきにしたいと思います。

○委員（三好睦子君） 自由討議になれば、執行部の答えとかなくなる——おられないということなんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） これは私、委員長からしましたら、自由討議、やっぱり聞いておいていただきたいというふうに思っております。

○委員（三好睦子君） 回答はあるんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 回答はございません。（発言する者あり）今質疑があれば、今質疑として、していただきたいと思います。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 私は賛成討論のときに、言おうかなと思っておりましたが、（発言する者あり）この前の市長さんの提案説明とか、ほかの回答のときに、福祉の高齢者の方の日々の生活に暮らしやすいようなアクティブな、日常の暮らしやすい支援をしたいという、そのほうにもっていきたいと、それから、その場であったかどうか分かりませんが、若い世代にも、ちょっと言葉覚えてませんが、若い人たちのほうにも充てたいようなこと、ちょっと聞いたような気がします。やはり、これで暮らしやすい日常生活の中で、高齢者の方はみな望んでおられると思うんですが、具体的な策が、先ほどまだ、はっきりしないとされましたけど、大まかなことは、日々の高

齢者の生活がしやすいような支援ということで、この議案が通れば、それを考えていただけるっていうことの、でしょうか。お尋ねします。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。今現在、すでにいろんな事業、取り組みをさせていただいておるところでございます。

今後、認知症の関係で言えば、例えば認知症の初期集中支援チームの設置といったところもでございます。そういった経費は、ますます膨らんでいきます。そういった面で言えば、新たに事業展開するところは、認知症の関係は今後どんどん事業化していく必要があるというところは思っているところです。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、先ほどの安富委員の提案について、皆さま方の御意見をお聞きしまして、判断したいと思えます。はい、猶野副委員長。

○副委員長（猶野智和君） きょう聞いた限りでは、さほど皆さん意見、自分で固まっていらっしゃるんじゃないかなと思うところはあります。ですので、このあたりは事前にあるこの次第どおり、粛々と進められるのがいいんじゃないかと思えます。

○委員長（戎屋昭彦君） その他、質疑はございませんか。はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 市長の説明の中で、配食サービス云々ってところがあったと思うんですが、具体的にどういうことを、やろうとしてらっしゃるんでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの山中委員の御質問にお答えさせていただきます。市長のほうから説明があったのは、配食サービスを展開させていただいております事業者の方、この事業者の方に対してですね、加算金等を出してあげたいという思いがございます。

て、いいのですが、配食サービスを利用される方につきましては、事業者の方からですね、事業者の所在地から遠隔地にあたる方もいらっしゃいます。遠隔地にあたるという場合につきましては、不採算となりかねないというところがございます。先ほど、竹岡委員言われたように、以前やられたときには、大きな赤字を抱えられた時期があったということでもございました。

そういった部分につきまして、少しでも日々の配食サービス、見守り等含めた事業でございますので、そういったものを充実して今後も絶えることなく、事業展開して

いきたい、そういったところから、不採算となっている部分について、少しでも支援策を組んでいければというところの発言だったと思います。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、いいですか。安富委員。

○委員（安富法明君） 賛成意見がなくて、質疑がまた始まったようですから、それはそれでいいと思います。皆さん、それぞれですね、可否についてですね、判断をされてるというふうなことから、それはそれでいいと思いますが、それで一つだけ、先ほどの質疑の中で、質疑っていうのは、本会議における質疑ですよ、その中で市長が言われる、今この条例の敬老祝金事業、支給事業についての、先行して議論してるんですが、来年度予算の編成期で、今からのことですよ、今言われてるようなことは、あれしますこれしますっていうふうなのは、担保できるんでしょうかね。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの安富委員の御質問にお答えしたいと思います。事業の担保ができるかというところでございますけれども、今現在、例えば認知症の関係であれば、認知症のカフェの充実、認知症の、先ほど言いました認知症の初期集中支援チームの設置、そういったものは、今予算設計をさせていただいておまして、これから私どもは、事業を固めまして、財政課の予算のヒアリングを受けるということになります。

最終的には、市長の判断で、それを事業化するか否かという判断になろうかと思いますが、今現在の状況の中で、私どものほうから、これを確実にやりますという話は、ちょっといたしかねるっていうところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） ただいまの安富委員の御質問でございます。市長が発言している以上、それは担保されるとお答えさせていただきます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 副市長が言われる、その質疑の中で、市長が答えられたものについては、担保できるっていう考え方ですよ、これ一般財源で福祉の部門になりますよね。款にしたら何になるんですかね。要するにその中で、これの減額したものについていいですか、浮いたものが使われるというふうな解釈でいいんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） ただいまの安富委員の御質問でございます。お答えは、そのとおりでございますということです。で、いわゆる首長の、地方自治法上の権限ということで、やっぱり予算に関しては、予算に関する権限というのは、市長持っておりますので、それは、きちっと明示もできるんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、先ほど繰り返しになりますが、安富委員のほうから、もう少し自由討議したらどうかということ、もう先ほどから猶野副委員長のほうからありましたように、もう本人の意思は固まってるんじゃないかということなんで、これで質疑は後ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） なければ、もうこれで質疑なしというふうに認めます。

それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 賛成意見を言っていていいですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 先に反対意見から、はい、高木委員。

○委員（高木法生君） 私は、この美祢市総合計画ですか、後期基本計画にも出ております。地域福祉の充実に対する満足度というのが、26年度の現状値で7.6%です、わずか。それを、31年度までに15%にしようということ、市民の意識調査を見ても、大変これ低いと思います。これ、祝金を出すことで、云々でよくなるとかいう問題ではないとは思いますが、やはり私はまだ、時期尚早であるということで反対意見としたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 私は賛成意見を述べます。以前にですね、この改正案が出る前でしたけど、出向いて地域の方と話したことがあります、話を聞いたんですが、高齢者の方が祝金をもらったあと、こんなお金もらわんでも、若い人たち、子どもたちの人に使ってほしいという意見を聞きました。それで、皆私はあのときは、3人ぐらいのグループのちょうど集まっておられた方のところで聞いたんですが、この祝金についてですが、市民の方は高齢者の方は、そういったお気持ちが強いのではないのでしょうか。若い人に来てもらわないといけないという気持ちが十分にあると思います。

それで、その言葉が私たちのために使わんでも、高齢者の私らがお金もらわんでも、子どもたち、若い人にあげてねという言葉になったと思うんです。そういうのを聞いたあとでこれが出たんですが、すぐあとではありませんよ、24年のときだったかな、それ以後だったか覚えておりませんが、そういう意見があったことは事実です。

それで、今回の改正案は福祉の切り捨てにはならないと思います。その節目節目でお祝金というのは、もちろん88とか節目まで生きてこられた方、本当おめでたいですが、お祝いの気持ちはもちろんありますけど、それを削るからといって、福祉の切り捨てにはならないと思います。先ほども言いましたが、高齢者の日々の生活が暮らしやすく、本当に暮らし——日々が充実して、支援がたくさんあったほうが、そのほうに使われるほうが、本当の高齢者福祉につながると思いますので、この議案には賛成いたします。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私は今三好委員さん言われたように、もらった方の意見、私も聞いたことあるんですよ。で、三好さんが言うてのは、全部とは思ってませんが、私は100歳越した方ですから、たまたま健常な方でしたから、その方がおっしゃるのは、こうした多額のお金をいただいたと、そうすると、私もやっぱ社会にもう少し還元するかなあと、このお金でするかなあという意見もありました。それは人それぞれだと思うんですね。

ですが、私ちょっと、さっきも申し上げたように、山中委員が言われたように、このいわゆる推進会議で、この高齢者保険福祉を計画組まれてるんですね。ですから、その中でもうちょっと議論をすべきだと思うんですね、自分たちの施設を守るための議論じゃなくて、こういうものも議論されたうえで結論出されるんならいいんですが、何かとってつけてすぐ配食と、どうも説明に来たとき最初、三好委員さんが言われたように、全協では子育てのほうにという話だったんです。

で、そのときも私は非常に不思議に思ったのは、じゃ、この予算削ってこっちに回しましょうというのはあるかもしれませんが、予算の立て方からしたら、基本的にはそれは違うんですよ。もっともっと財政全体を見たうえで、じゃ、どこが削れるんか、そのうえで、この事業にもう少し厚みをつけようというんなら、私たちも理解できますが、決して福祉の切り捨てではないと言われたんですが、私はやっぱ福祉の切り捨てだと、こういうふうに思ってます。全体的に美称は福祉の切り捨てが始まったな

という、私は評価しております。したがって、意見として言うならば、まだ今拙速にやるべき事業ではないと、私はそのように思って反対をいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、他に御意見ございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 私は賛成意見を述べさせていただきます。この第115号に賛成いたします。先ほども申しましたが、この祝金を削減するということによりまして、各世代間への公平性が私は保たれていくのではないかと思います。

そしてまた、カフェとか日々の生活で安心して暮らせる経費に回していただけるのであれば、私はこの議案に賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） ほかに御意見……。 （「ちょっと待って、誤解がある」と呼ぶ者あり）竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 済みません、私は決して配食サービスに回しちゃいけないとかです、カフェに回しちゃいけないって言うてるんじゃないですよ。それは十分手厚くしていただきたい。ですが、今の段階でこれをやるというのは、何かとってつけたような気がするんで、納得できないと言ってるだけです。

以上です。済みません。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 私は反対の立場で意見を申し上げます。基本的にですね、先ほど述べましたように、一般財源の中からあらゆるかたちで、財政の厳しい中でっていうことで、新年度予算を今組まれる最中だろうというふうに思うわけですが、その中でやはり公平性を保つような議論なり、十分なその審議をしていただいて、何かとってつけたように、私はほかの、例えば言っているのかな、家族旅行村のような話もそうですが、何か降って湧くようなかたちで、その全体が見えて、議論されてないような中で出てくるような気がいたします。

で、この敬老祝金はある程度見直しましょうというのには、私は反対ではありません。そうすべきだろうなというふうに思いますが、内容については、もっと少し違ったことを思います。で、全体としては、そりゃ、財源的には削れるというと、ちょっと言葉が悪いですが、ほかに回せるようになっていうふうなところは、決して執行部の言われることに反対をするものではありませんけれども、現状の中で、例えばこの高齢者保険福祉計画なんかでも、その十分な議論がされていないのであれば、こういう

のの見直しと併せて、もう一度やはり私はその中で意見を述べさせていただきたいというふうなところは、思います。したがいまして、今の段階でのこの議案につきましては反対させていただきます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） その他御意見ございませんか。それでは、本案について原案のとおり、決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戎屋昭彦君） 挙手少数によって議案第115号は原案のとおり否決されました。（発言する者あり）ごめんなさい。今否決されました。（発言するものあり）訂正します。議案第115号は否決されました。

次に、議案第116号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。はい。鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君） 議案第116号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案書は116-1ページ、参考資料は57ページからでございます。

今回の美祢市国民健康保険税条例の一部改正は、平成28年3月に公布された所得税法等の一部を改正する法律において、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律に規定される特例適用利子等または特例適用配当等の額が、新たに市民税の課税対象とされたことに伴う改正でございます。

国民健康保険税の算定に用いる総所得金額のなかには、市民税で分離課税される利子や配当等が含まれております。

この度、日本と台湾との間で、二重課税等を排除する目的での民間租税取決めが結ばれたことで、該当する利子や配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるために必要な改正を行うものでございます。

この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。議案第116号に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 参考資料の57ページなんですけれど、この中盤のあたりに、山林所得金額とありますが、この場合はどういうことを指すのでしょうか。

これは、別に資産割には関係ないと思いますが、ここのこの部分についてお尋ねいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君） 三好委員がおっしゃいました山林所得金額につきましては、今回の改正に含まれている部分とは異なるものでございます。今回該当するものは、台湾と日本との間で取り決めをされております——済みません。山林所得につきましては、これまでどおり変わらず入るということでございます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この件で一般国保の加入者には、どのような影響があるのでしょうか。プラスになるのか、どうなのかと思いますが、どういうことに影響があるよと、実際にプラスになることかどうか、お尋ねいたします。マイナスなのか。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君） この改正による市民への影響ということでございます。

今回の改正は、日本と台湾の間での取り決めが新たに設けられたということですので、台湾のみを指定した利子所得とか配当所得に関する改正でありますので、美祢市の国民健康保険の被保険者への影響というのは、影響があったとしても、極めて限定的なものではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 賛成意見です。これは中身を見れば特例適用利子等に問題がある……。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員、賛成に対して（発言する者あり）議案に対してですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（三好睦子君） この中身では、東日本の大震災における延長の特例など含まれておりますので賛成いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、本案に対する御意見はほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第116号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第134号美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第135号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての2件については、関連がありますので一括議題といたします。執行部より、一括説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、私のほうから一括して御説明させていただきます。議案第134号美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正及び議案第135号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

議案書につきましては、議案第134号が134-1ページ、議案第135号が135-1ページ、参考資料につきましては、80ページと81ページになります。

この度の改正は、第二次美祢市行政改革大綱に基づき、四年に一度実施しております、使用料・手数料の見直しにより、料金改定が必要となった施設使用料について、関係条例を一部改正するものでございます。

改正内容といたしましては、議案第134号は、老人憩いの家の入浴施設について、現行使用料一人一回70円を100円とするものであり、議案第135号は、美東保健福祉センターに係る使用料について、それぞれ改定するものでございます。

算定につきましては、使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づき算定しているところでございます。

なお、それぞれの条例の施行日は、平成29年4月1日からとしております。

説明については、以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。はい。三好委員。

○委員（三好睦子君） 済みません。保健センターの使用料なんですが、保健センターについて、調理場ですね、これが美祢の保健センターは無料になってます。秋芳も無

料になっておりますが、美東のみ調理場が有料になっておりますが、ちょっとどうか
なと思うんですが、なぜ、美東のみ有料になっておりますが、なぜ美東だけ有料にな
っておるのでしょうかお尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） 内藤健康増進課長。

○健康増進課長（内藤賢治君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

美祢市保健センター及び秋芳保健センターにつきましては、保健業務専属の施設と
して、地域コミュニティ施設としての設定をしておらず、貸館業務はしておりません
ので使用料は設定しておりません。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はご
ざいせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、まず議案第134号を採決いたします。本案につ
いて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案の
とおり可決されました。（発言する者あり）

次に、議案第135号を採決いたします。本案について、原案のとおり決すること
に、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第135号は原案の
とおり可決されました。はい、議長。

○議長（荒山光広君） 先ほど市長さんを出席要請をいたしました。で、実は市長が委
員会に出席しなくなったのは、改選前ですけれども、平成25年の12月に会派代表者
会議において、市長の委員会への出席については、よほどのことがない限り出席しな
いという確認をいたしております。ただし、委員会の状況によっては、出席を求める
ことというふうな確認をされております。

したがって、改選後もこの流れに沿っているというふうに思います。先ほど、

執行部のほうから先に市長のほうの予定が決まっているからということでございますけれども、議会から言わせていただければ、基本的には会期中は委員会であっても、何が起こるか分かりませんので、待機をしておいていただくのが妥当じゃないかなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 議長からの御発言でございます。そのように今後対応していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（戎屋昭彦君） それでは次に、議案第103号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より、説明を求めます。鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君） それでは、議案第103号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。補正予算書の103-1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,304万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億1,244万3,000円とするものでございます。

はじめに歳出について御説明いたします。103-10、11ページをごらんください。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄003一般管理経費を145万3,000円減額しております。これは、6月議会で補正を行いました平成30年度からの国保の制度改正に伴う市の住基システム改修費用の額が確定したことにより、電算システム改修委託料を減額補正するものでございます。

続きまして、2款保険給付費・2項高額療養費・1目一般被保険者高額療養費・19節負担金補助及び交付金、説明欄001一般被保険者高額療養費を4,958万8,000円増額でございます。

これは、一般被保険者分高額療養費の予算残額に不足が見込まれることから増額補正するものでございます。

次に、3款・1項ともに後期高齢者支援金等・1目後期高齢者支援金・19節負担金、補助及び交付金、説明欄001後期高齢者支援金支払基金負担金が2万6,000円の増額でございます。

これは、後期高齢者医療制度への支援のため、社会保険診療報酬支払基金に支払う

もので、納付金算定の基となる係数等の変更により補正をするものでございます。

同基金からの通知によるものでございます。

4款・1項ともに前期高齢者納付金等・1目前期高齢者納付金・19節負担金補助及び交付金、説明欄001前期高齢者納付金が6万7,000円の増額でございます。

これは、前期高齢者の加入の偏りによる、各保険者間の不均衡を調整するための制度を運営するため、社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、納付金算定の基となる係数の変更による同基金からの通知により補正するものでございます。

それでは、次のページをお開きください。

6款・1項・1目ともに介護納付金・19節負担金補助及び交付金、説明欄001介護納付金866万3,000円の増額でございます。

これは、介護保険法の規定により介護保険の第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）が負担すべき費用について、美祢市の国保被保険者分を社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、納付金算定の基となる係数の変更による同基金からの通知により補正するものでございます。

7款・1項ともに共同事業拠出金・1目並びに説明欄001高額医療費共同事業拠出金が1,680万円の増額でございます。

これは、高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響緩和のため、保険者が納付する拠出金額の推計値に変動が生じたため、山口県国民健康保険団体連合会からの通知に基づき補正をするものでございます。

続いて、10款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・3目償還金、説明欄001国庫等償還金が132万1,000円の増額でございます。

これは、平成27年度国民健康保険特定健診等負担金の事業額確定に伴う精算金で、国及び県への償還金でございます。

続きまして、11款予備費でございます。本年の9月議会で認定をいただきました決算による繰越金と、この度の補正による過年度国県補助金等精算返還金等を調整し、その残額を今後の医療費等の支出に備えて、1億803万7,000円を増額するものでございます。

次に歳入について御説明いたします。103-8、9ページにお戻りください。

3款国庫支出金・2項国庫補助金・5目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金が115万6,000円の減額でございます。

これは、歳出でも御説明をいたしました平成30年度からの国保制度改正に伴う市の住基システム改修費用、これに対する国からの補助金ですが、補助金額の確定に伴う減額補正でございます。

続いて、9款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金国民健康保険制度関係業務準備事業費繰入金が29万7,000円の減額でございます。

平成30年度からの国保制度改正に伴う市の住基システム改修費用額の確定に伴うものでございます。

同じく、9款繰入金・2項基金繰入金・1目国民健康保険基金繰入金、1億円の減額でございます。

これは、平成27年度決算の認定に伴い減額したものでございます。

続きまして、10款・1項・1目ともに繰越金、前年度繰越金でございます。

平成27年度決算の認定に伴い、2億8,450万2,000円を増額補正し、今回の歳出予算に一部を充当、残りを予備費に充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。支出のほうからいきます。103-13ですけど、この中で7款ですが、高額医療費の共同拠出金のこれは不足の部分について入れると説明がありましたが、26年度の実績が分かるでしょうか。そして、この拠出金の割合もお尋ねします。

そして、それに関連して11ページですが、11ページの2款一般被保険者高額医療費、これも不足が見込まれるとありましたが、26年度は実績はいくらだったんでしょうか。お尋ねします。（発言する者あり）済みません。

○委員長（戎屋昭彦君） どうぞ、三好委員。

○委員（三好睦子君） 済みません、急なことで数字がないかと思いますが、今回のこの補正というのは、根本的には国が1,700億円も出した、美祢市には6,000万円の支援金があった。それでこのように動いていると思いますが、のでちょっと知りたいなと思ったんですが、分かる範囲でいいですが、教えていただけますでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） はい。鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君） 今の委員からの御質問ですが、ただいま手元に詳しい資料

持ち合わせておりませんので、のちほどお答えさせていただきたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。はい。三好委員。

○委員（三好睦子君） それに関連してですが、103-9ページなんですけど、これの国民健康保険基金繰入なんですけど、これについては、法定外繰入とは関係ないのでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） はい。鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君） こちらにつきましては、当初予算で計上しておりますものを減額するという趣旨のものでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい。三好委員よろしいですか。それでは、さきほどの三好委員の御質問についての資料は必要でございますか。（「はい。要ります」と呼ぶ者あり）それはまた別の機会に比較するように資料をお聞きするようになりたいと思います。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 私はこの国保の議案に反対いたします。せつかくですね、国が市民の、国民の声があつて国保が高い、これを改善してほしいという国民の声が、この国保の支援金の案になって国会でなったと思うんですが、これで、1,700億円の支援金もできました。それは、その内容は国保加入者の負担を軽くすると、こういったことに使うように支援していくというほうで出たもので、これが今回の、この影響されずに、この中では影響がないように思います。負担を国保を引き下げて、引き下げる国保の国保税を引き下げるために使うべきではなかったかと意見を述べます。

○委員長（戒屋昭彦君） いや違うと思います。その他御意見ございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今の三好委員が今言ったのは、国保会計に使ってないと思われまうと言ってるから、誤解は受けると思います。執行部、ちょっと答えて。

○委員長（戒屋昭彦君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 三好委員の質問にお答えをいたします。先ほどの額につきましては、それぞれの会計に、国保会計にですね、予算を割り当てて使っており

ますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） それとですね、何で僕が言うかといったら、基本的にね、いいですか、あなたは103-9をおっしゃったんですよ。で、これ見られたら分かると思うんですが、前年度繰越金が2億8,450万2,000円を繰越金とし、それから、1億を国保の基金から繰り入れようとしたのをやめましたよということで、組み立てられているんですよ。

で、この議案に対して反対なんですかっていう意味なんです。だから、基金も何か入れという意味ですか。それとも、繰越金がいけんという意味ですか。だから、議案に基づいてやられたらいいと思うんですけど、でない議論にならんのですよ。（発言する者あり）

○委員長（戒屋昭彦君） 本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔「賛成者挙手」〕

○委員長（戒屋昭彦君） 挙手、多数であります。よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。それでは、この際、暫時1時5分まで休憩いたします。

午後0時13分休憩

.....
午後1時3分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開きます。（発言する者あり）はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 午後市長は出席の下にというお願いをしました。ところが、3時までどうしても移動市長室が外されんということですから、市長とやってもですね、市長、本会議場でもああいう場あたりの答弁されますんで、これ以上もうやりません。

ただし、私も関係者の皆さんにおことわり言うたように、市長もですね、あまりにも軽薄な発言に対しては、本会議場で謝罪を求めます。それで、終わりにします。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。（発言する者あり）ええですか。はい、わかりました。

それでは、次に、議案第105号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第105号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書につきましては、105-1ページからになります。

この度の補正は、事業量の変更等に伴い、既定予算の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,531万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億4,695万5,000円とするものでございます。

105-12、13ページをお開きください。最初に歳出について御説明いたします。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費において、179万9,000円を増額いたしております。

これは、介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る電算システム変更に係る経費であります。この度、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、保険料や自己負担割合、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費に係る所得指標の見直しが必要となりました。

具体的には、介護保険料等の判定として用いております現行の合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとなります。保険料に係る部分については平成29年4月、もしくは平成30年4月の施行、その他の部分については、平成30年4月からの施行となることから、国の予算措置が平成28年度となっていることにより、この度の補正となっております。

財源につきましては、国庫補助金89万9,000円を充てることとしております。

次に、2款保険給付費についてであります。それぞれのサービス需要量の変更を見込み、増額または減額いたしております。

まず、1項介護サービス等諸費についてであります。

1目居宅介護サービス給付費につきましては、6,000万円の減額補正となっております。これは、平成28年4月から、定員18人以下の通所介護が地域密着型サービスに移行しているところではありますが、当初予算においては、事業所の定員規模から通所介護給付費の約28%分を移行見込み分として積算したところではありま

すが、現状では、給付費ベースの約46%分が地域密着型通所介護に移行していることにより、余剰が見込まれる6,000万円を減額するものであります。

見込みとの乖離については、定員の変更により、移行事業所がふえたことにもものございます。

次に、3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、先ほど御説明いたしました定員18人以下の通所介護の区分変更により、不足が見込まれる額6,304万円を増額補正するものでございます。

次に、9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、全体の要介護認定者の人数はほぼ横ばいではございますが、要支援者の人数が増加し、要介護者が減少していることから、要介護者のケアプラン作成件数にも影響が出ております。その結果、作成件数が当初見込みを下回っておりますことから、200万円の減額補正としております。

105-14、15ページをお開きください。

次に、2項介護予防サービス等諸費についてであります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、対象者が当初見込みに比べ、大幅に増となったことにより、289万円の増額補正としております。

次に、7目介護予防サービス計画給付費についてであります。要支援者の増加に伴い、ケアプランの作成件数が増加していることにより、263万円の増額補正としております。

次に、4項高額介護サービス等費であります。現状の給付状況から推計した場合、当初見込みに比べ予算不足が生じる恐れがあることから、123万円の増額補正となっております。

105-16、17ページをお開きください。

次に、6項特定入所者介護サービス等費についてであります。

この費目につきましては、低所得者の方が施設系のサービスを利用した場合の、食費や居住費に対する補足給付であります。平成27年8月から、特別養護老人ホームの多床室に係る居住費の基準額が、一日370円から840円に見直され、補足給付の対象範囲が広がっているところでございます。

1目特定入所者介護サービス費につきましては757万円、3目特定入所者介護予防サービス費につきましては22万円、それぞれ当初見込みを上回る補足給付が必要

となったため、増額補正といたしております。

次に、3款地域支援事業費・2項包括的支援事業・任意事業費についてであります。

まず、1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、新しい総合事業の実施にあたり、円滑な制度移行と事業開始時のサービスの充実を図るため、その中心的な役割を担う地域包括支援センターに配置しております臨時職員の勤務日数をふやし、体制の強化を図っていくための臨時職員賃金17万1,000円、及び要支援認定者の増加により、要支援認定者に対するケアプラン作成件数が、当初見込み数よりも上回っていることから、居宅介護支援事業所に対するケアプラン作成委託料67万8,000円を、それぞれ増額補正いたしております。

次に、3目任意事業費につきましては、家族介護用品支給事業が当初見込みを上回る申請状況であるため、25万6,000円を増額補正しております。

この事業は、要介護4・5の認定者を在宅で介護されておられる御家族に、紙おむつ等の介護用品を、年額7万5,000円を上限に支給している事業でございますが、事業対象者は、要介護4又は要介護5と認定されました市民税非課税世帯に属するおおむね65歳以上の市内に居住する在宅の高齢者を現に介護している家族としていたるところでございます。

次のページでございます。7款予備費につきましては、財源更正により、変更しているものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。105-8、9ページをお開きください。

歳入につきましては、ただ今、歳出で御説明いたしました各事業の事業量の変更等に伴い、算定をしております。

まず、4款国庫支出金・1項国庫負担金・1目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対する国の負担分で302万1,000円を増額補正をしております。

2項国庫補助金につきましては、介護保険事業実施に対する国からの補助金であります。1目調整交付金は109万2,000円、3目包括的支援事業・任意事業に係る地域支援事業交付金は9万9,000円、4目介護保険事業費補助金は、システム改修補助金89万9,000円をそれぞれ増額補正いたしております。

次に、給付事業に対するものとして、5款支払基金交付金は436万1,000円、6款県支出金・1項県負担金においては204万1,000円をそれぞれ増額補正い

たしております。

105-10、11ページをお開きください。

次に、6款県支出金・2項県補助金につきましては、地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分として、4万9,000円を増額補正いたしております。

次に8款繰入金・1項一般会計繰入金になります。

1目介護給付費繰入金につきましては195万2,000円、一つ飛ばしまして5目その他一般会計繰入金につきましては90万円をそれぞれ増額補正しております。

一方、3目地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業分は55万9,000円の減額補正となっておりますが、これにつきましては、次の10款諸収入・2項雑入でございます、介護予防支援費収入の増に伴い、一般会計負担分との財源振替により、減額補正となっております。

次に、10款諸収入・2項雑入でございますが、介護予防支援費収入を145万9,000円増額補正いたしております。

これにつきましては、要支援認定者に対するケアプラン作成件数が増加していることに伴い、国保連からの収入が増加見込みとなるためであります。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第105号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号平成28年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。はい。鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君） それでは、議案第106号平成28年度美祢市後期高齢者

医療事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。補正予算書の106-1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ146万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,458万3,000円とするものでございます。

それでは、はじめに歳出について御説明をいたします。106-10、11ページをごらんください。

3款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・1目保険料還付金が114万9,000円の増額でございます。

これは、平成27年度以前の死亡や転出などの被保険者の資格異動及び所得変更等に伴う過年度分の過納還付金でございます。

続きまして、4款・1項・1目ともに予備費でございます。31万7,000円増額しております。

次に歳入の御説明をいたします。前のページをお開きください、106-8、9ページでございます。4款・1項・1目ともに繰越金・1節前年度繰越金146万6,000円の増額補正でございます。

これは、さきの9月定例会で御認定いただきました平成27年度決算額の確定により、146万6,000円を増額補正し、先ほど説明いたしました歳出にそれぞれ充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(戎屋昭彦君) 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第106号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算(第3号)を議題

といたします。執行部より、説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 黒い背表紙の補正予算書を御用意ください。

議案第107号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

この度の補正は、事業量の変更による増減を主とした補正であります。

では、3ページ、4ページ平成28年度美祢市水道事業会計予算実施計画書をお開きください。

まず、収益的収入から御説明いたします。収益的収入では、第1款上水道事業収益を21万4,000円減額し、合計額を3億1,046万3,000円とするものであります。内訳は、第2項営業外収益・第5目消費税還付金の減額でございます。事業量が減額になったため、消費税還付金が減るものであります。

次に、第2款簡易水道事業収益を256万9,000円減額し、合計を5億468万円とするものでございます。内訳は、第4項美祢営業外収益・第2目繰入金でございます。これは、企業債利息の借り入れ率の見直しにより10月以降の借り入れについての利率が改められたことから、過疎債等の利息に対する繰入金を減額するものでございます。

この補正により、収入合計額を8億1,792万6,000円から278万3,000円の減額をし、8億1,514万3,000円とするものでございます。

収益的支出では第2款簡易水道事業費を513万8,000円減額するものであります。

第4項美祢営業外費用・第1目支払利息の減額でございます。

この補正により、支出合計額を7億384万2,000円とするものでございます。

次に資本的収入では、既決予算額8億5,655万2,000円から6,619万5,000円を減額し、合計を7億9,035万7,000円とするものでございます。

内訳は、未普及解消事業田代地区の国庫補助金の配算減により、企業債を3,000万円減額、国庫補助金を3,619万5,000円減額するものでございます。

次に資本的支出でございます。

資本的支出合計は、既決予定額11億4,341万6,000円を4,000万円減額いたしまして、11億341万6,000円とするものでございます。未普及解

消事業田代地区等の事業費の調整でございます。

では、1ページにお戻りください。一番下でございます。第3条資本的収入及び支出をごらんください。補填財源の説明でございます。

予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億8,686万4,000円を3億1,305万9,000円に改め、当年度分消費及び地方消費税資本的収支調整額5,974万2,000円を5,952万8,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金1億1,699万8,000円を1億4,340万7,000円に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第107号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号平成28年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 黄色い背表紙の補正予算書を御用意ください。

議案第108号平成28年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

この度の補正は、会計制度変更後の減価償却費に関する繰入金について長期前受金戻入額の取り扱いが示されたことから、繰入金に関する予算を組み替えるものであります。そのほかには、事業費の変更による資本的収入及び支出の減額でございます。

では、3ページ、4ページ平成28年度美祢市公共下水道事業会計予算実施計画書をお開きください。

まず、収益的収入の補正でございます。

一番上の行をごらんください。第1款下水道事業収益を2億9,519万9,000円減額し、合計を6億1,003万3,000円とするものでございます。

内訳は、第2項営業外収益の他会計補助金を2億582万1,000円減額、これは、減価償却費にかかる繰入金のうち、長期前受金戻入にかかるものは基準内繰入の対象外と指摘されたことから、長期前受金戻入額見合いの繰入金を収益的収入から資本的収入に組み替えるものでございます。

次に、長期前受金戻入を8,801万5,000円減額するものでございます。これは、長期前受金のうち、建設改良に充てた起債に関わる元金償還金に対する繰入金にかかるものでございます。繰入金の収益化年数を見直し、減価償却の期間に割り振ることとした結果、減額するものでございます。

少し説明いたしますと、会計制度の変更により長期前受金の考え方が出てきてまいりました。長期前受金は、資産に対する補助率で計算することになっています。

美祢市下水道事業では、平成20年度に地方公営企業法を適用した段階では、それまでの特別会計は収支ゼロで決算していたことから、補填財源を持っておらず、一般会計からの繰り入れに頼ってきた性質上、減価償却費に対する長期前受金の繰入率が88.87%あり、他団体の平均46.76%と比べ高かったものでございます。繰入金の率が高いものでございますから、長期前受金の戻入額が大きくなり、収益額が大きくなっていましたものでございます。収益は大きいんですけども、計算が間違っていたわけではなく、考え方が間違っていたのではなく、美祢市下水道事業の特色としての形態でございます。

しかしながら、収益額が大きいと、収益化を短い期間で行うことになり、収益化が終わっても減価償却がまだまだ続き、その時には反対に支出だけが残るという状態になることが予想されるため、会計上あまり適切ではないので、収益化の年数を減価償却の平均残存年数27.6年に訂正して、バランスの取れる形に修正したものでございます。これにより、減価償却費に対し長期前受金の占める割合は56.18%となり、他団体と近い数値になっております。

次に、浄化センター改築更新工事の事業量の減額から、消費税の還付額を補正し、136万3,000円を減額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の表をごらんください。

まず、資本的収入でございます。

収入合計を1億5,429万8,000円増額し、3億8,021万5,000円とするものでございます。

内訳は、国庫補助事業の浄化センター等改築更新工事についての国庫補助額と起債額を減額するものは、上から企業債を2,340万円減額、国庫補助金を2,882万円減額するものでございます。

出資金の増額2億582万1,000円は、先ほど説明いたしました繰入金の組み替えにより、収益的収入から資本的収入に振り替えるものです。

その他負担金の下水道協力金の増加69万7,000円は、決算見込みによるものでございます。

次に資本的支出の説明をします。

資本的支出は、建設改良費の下水道事業債委託料を4,740万円減額いたします。

これは、国庫補助事業の浄化センター改築更新事業の事業費の減額でございます。

この予算の組み替えにより、純利益と資本的収支不足額の補填が大きく変わっております。補正予算資料の1ページをごらんください。

まず、ページ中ごろ、純利益(税抜き)の欄をごらんください。営業外収益の減額により、純利益が少なくなっております。2億9,383万6,000円減じまして、2,984万3,000円です。これは、会計移行前の平成25年度決算の純利益額とほぼ同じ額でございます。

次に、補填財源の説明をいたします。一番下の表をごらんください。

補正前のように、収益的収支の利益が大きく資本的収支の補填財源として利益から補填する、という形はなくなりまして、会計移行前の形に戻りました。

資本的収入が資本的支出に不足する額は7,256万4,000円でございます。

補填財源は、一番下の行をごらんください。当年度分消費税資本的収支調整額が512万6,000円、及び上から二番目の行でございます、繰越利益剰余金6,743万8,000円で補填することになります。

恐れいたします、予算書にお戻りください。2ページをお開きください。この補正によりまして、補填財源として利益剰余金の処分を予定することがなくなりましたので、予算書2ページ一番下の第6条、利益剰余金の処分の条でございますが、予算第11条利益剰余金の処分の条を削る、とするものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

次に、11月29日本会議場で竹岡議員が求められた、資料をお配りしておりますので、説明をいたします。

先ほど、予算を組み替えた説明をいたしました。資料は総務省自治財政局作成の平成27年度地方公営企業決算状況調査作成要綱でございます。

一枚お開きください。ページ127の右の段、22項目長期前受金戻入分02行、列05は、01行、列59から02行、列4から長期前受金戻入見合いの減価償却費を控除した額を記入すべきこと、と示されております。

次のページをお開きください。128ページでございます。図説元利償還金、減価償却費の区分についての図説でございます。法的企業における補助金等に見合う資産の減価償却費の計上方法についての説明でございます。

図は、固定資産を財源別にしたものでございますが、補助金等の欄から出ている矢印の説明をごらんください。

下線のある部分を読みますと、補助金等に見合う資産にかかる減価償却費については長期前受金戻入分に記入、とあります。

これらが何を示すかと申しますと、下水道事業では資本費、つまり減価償却費と利息をもとに計算して繰り入れされますが、この文章の示すところは、繰入金は、長期前受金部分は減価償却費から除いて考えるということになります。繰入の基準内ではないことでございます。地方交付税は、基準内繰入を対象として計算されることから、長期前受金見合い部分は交付税算定の対象から外れるということになっており、それを示した文書でございます。

会計制度が変更されました時に、繰入金になる減価償却費について、説明されたものではなく、繰入金に対する減価償却費の定義を各自治体が独自に解釈しておりました。

今までどおりの減価償却費として解釈した事業体もありますし、美祢市下水道事業では、会計移行後一年目は今までどおりの計算で考えておりましたが、平成27年度、28年度については、減価償却費という文言どおりの解釈をしていました。ほかにも美祢市と同じ解釈をされた市もあり、会計制度の変更により試行錯誤している状態でございます。

この度、決算統計状況調査票作成要領上で、長期前受金は繰入金から除くとなっている旨の指導が県からありましたので、考え方を訂正するとともに、予算を組み替えたものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 逆に委員の皆さん、分かりました。全然分かん。端的に申し上げて、ちょっとお聞きしたいと思うんですね。今の三戸課長が言われたようにですね、長期前受金戻入分、それから早く言えば、減価償却を控除した額を記入するんだと、それは、汚水処理費に計上せえと、こう書いてあるんですね。それでいいですかいね。違うの。127ページっていうところの22番に書いてありますよね。何列とか何行とかいうのはわからんからいいんですが、長期前受金の戻入見合いの減価償却費を控除した額ということで、そして、それが汚水処理費となっておりますよね。一番左の表を見ていただくと、かっこして59と書いてあるのは汚水処理費、それから、44の汚水処理費、どっちが正しいのか、ちょっと私には分かりませんが、それが一点とですね。

それから、何よりも根本的にちょっと疑問が残るのは、今課長28年度の当初予算を持っておられます。当初予算、一般予算繰入金明細書、持っておられます。返事がないんじゃないけど。あつ、持っておられますか。じゃあですね、当初予算の我々議会に示された当初予算の5ページね、いわゆる一般会計繰入金明細書、これ見ますと、27年度の予算は5億5,000万と書いてあるんですね。で、その中に運営費補助1,600万、それから、分流式の下水道を利用する経費3億7,600万、それがまた、今回示されたのと、27年度が何であれえころころ数字が変わるのかというのが1点、全然数字が変わっておるんです。我々が当初予算で示された数字とですね、今回27年度の数字、動くはずのないものが大幅に動いております。それについては、説明がありませんでした。

それからもう一つ、恐らくですね、長期前受金の戻入額は、これは分かりませんが、2億7,000万ぐらいだと思うんですね。戻るほうですよ、固定資産の減価償却は3億3,500万ですよ、その辺のちょっと説明をどれがどれでどうやったらこの数字に2億何ぼの数字が出てきたのか、ちょっと説明願いたい。それから27年度、何で出すたんびに数字が違うのか、内訳が。トータルおおてます。分かりますかね、言ってることが。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三戸業務管理課長。

○業務管理課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えをいたします。まず第1点、決算統計資料の作成要領の127ページの汚水処理費の該当部分でございます。この表の長期前受金戻入額の59から2行の列4でございますが、これは左のほうの図で、表で見られますと、2番資本費と、縦に書いてあるところが該当するものでございます。資本費の中に（2）減価償却費というのがございます。これが58、別でございます。59が汚水処理費・雨水処理費、60雨水処理費、2行にいきまして、1列目が硬度処理費、次が硬度資本対策費経費、分流式下水道に要する経費、その他が4行目ということでございまして、この資本費の減価償却費の内訳に入っているものに対する長期前受金部分を、その他の下のところにありますこの長期前受金戻入分という5列の欄に書き入れなさいという説明でございます。この場合の汚水処理費というのは、減価償却費の中の汚水処理費を示しているということでございまして、対象は汚水処理費からその他までの長期前受金戻入分の合計が、そこの一番下の長期前受金戻入分という欄に入るということでございます。

次に第2点の御質問でございます。一般会計繰入金の明細書でございますが、今回の補正につけた明細書というのは、平成27年度決算が終わりまして、県から指摘がございまして、決算統計を示されたとおり、指摘されたとおりに訂正して提出しなおしております。

その提出した結果が、この平成27年度の決算という欄に書いてございますので、数字は変わってはおりますけれども、トータルは一緒で、持っていくところ、配分が県の指摘どおりになったということでございます。後、3点目でございます……済みません、3点目は。（発言する者あり）

○委員長（戒屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 課長、もうちょっと、落ち着いて考えて答弁していただきたいです。私が質問したのは、当初28年度当初予算のときに、平成27年度決算っていうか、それから、今回の補正は27年度決算、確かにそう書かれています、上が。ところが、補助金の収益的収支の、いいですか、運営費補助のところ、本来1,600万だったんですね、当初予算は。それが、2億8,853万4,000円と書いてあるんです。県か国か知りませんが、指導によって、27年度を修正したとおっしゃったんです。

ところが、28年度の補正は企業債の元金というところに2億7,700万という

大幅な数字が入ってるわけですね。それから、ちょっと課長がいわれるのと、つじつまが合わないんですよ。で、それでお尋ねをしたんです。何で、こんないろんな変わった数字が出てくるのか、確かに当初予算のときは27年度の当初予算五億五千と二百……10万9,000円、まったく決算の同じ数字なんです。予算であろうと決算であろうと同じ数字なんです、中身がごちゃごちゃに示されています。で、きょう晩ですね、私たちは議会報告会やるんですよ、で、27年度の企業会計のあれやるわけですね。この今の継続性の原則から言ったら、今年からぼんと変わったなら変わったって説明を受けないと、きょう晩市民の皆さんに、これ多分市報の中に入ってた別綴りなんです、その中にはいわゆる営業外収益、戻入金は営業外収益に入ってるんです。今年度はそれを資本的収支に入れようと、こういうことだと思ってるんですね。

で、いまいち根拠が分からないんです。例えば私がお願いしたのは、この文面どおりとするならば戻入金、いわゆる長期戻入金2億5,000万だったですかね、それぐらいしかありませんよね、2億7,600ですか。これぐらいを実は予定を組んでいるんですね。そして、汚水処理費に見合う減価償却というならば汚水の処理場だとかいろんなのがあると思います。その分の減価償却はいくらだから差し引いたらこうなりますよというなら分かるんですが。いろんなごじゃごじゃ行が何列とか言われたって聞いている市民の皆さんに分からないし、議員の皆さんも分からないと思います。まあ、済みません。議員の皆さん方は分かるだろうと思うんですが、私は分かりません。

○委員長（戒屋昭彦君） はい。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 説明をいたします。運営費補助が2億8,853万4,000円になっておるとい御指摘でございますが、これは繰入金、長期前受金見合い分の繰入金ということでございます。繰入金の基準内繰入を上収益的収入の負担金、雨水処理費（分流式）、高資本費、下水道事業費の償還に関する経費、水洗化普及に要する経費、児童手当、経営戦略の策定等に要する経費、これは基準内の繰入れでございます。

県からの指摘により基準内繰入を計算してその残りを基準外として運営費補助等というところに持っていった、積んだということでございます。平成28年度の補正予算で、それが4条収支の方にまわっているという御指摘でございますが、前年まで減価償却費という考え方を広義——繰入金ですね、減価償却費に対する繰入金という

のを広義で解釈しておりましたので、予算の形が益が大きくなって補填財源を益の中から処分をするというかたち、ちょっといびつなかたちになっておりました。それを今年度は、28年度補正予算で、今まで平成25年度までのかたち、一般的なかたちだと思えるですけれども、益が大きくなり4条の収支の方、収入を多くもってくることによって補填財源を使わないという経理の仕方でございます。こちらの方が貸借対照表、損益の形としては通常に近いものであろうかとそのように思うものでございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） あの議論がかみ合わないんですね。いいですか。公営企業会計そのものからするとちょっとね、ころころ考え方を変える。これは下水道は、下水道協会があつてちょっと特別なんですよね。それは理解します。

しかし、これは総務省の自治財務局の公営企業課あるいは公営企業経営室、これは下水道協会じゃあないんですね。

ですから、いつかも受益者負担の問題について、簿外資産としての管理について申しあげましたが、今度は違うんです。

だから、例えば病院だとかそれから水道はいわゆる長期前受金は戻り入れとして営業外収益に計上している。だけど下水道だけは大きな利益がでるといのは——のがあるから通常に戻しましたと。それちょっと答弁ならないと思うんですね。

あくまでも私がお尋ねしたのは、ここに書いてある長期前受金戻入分のいわゆる減価償却のところ、こんどはその中に長期前受金見合い分について汚水処理費に記入することって書いてあるんです。私は別にほかの補助金はそのどうのこうのって聞いているんじゃないんです。128って書いてあるこのペーパーの中にも補助金等に見合う資産に係る減価償却費については長期前受金戻入分に記入、ただしと書いてあるんです。汚水処理費等に記入すること、そのような条件があつたんですね。

ですから、私が申し上げているのは長期戻入金の金額よりははるかに減価償却の方が大きいからその中の汚水処理費としての見合う減価償却費、それがいくらだからこうなりました。2億何ぼになりましたという説明をしていただきたいというお願いを今したわけです。お分かりいただけましたでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 説明の補足をいたします。長期前受金を4条——済み

ません、資本的収入にもっていったわけではございません。長期前受金戻入と繰入金
はまた別な話でございまして、長期前受金戻入に係る見合い分の繰入金を資本的収入
に持っていったということでございます。説明が少なく（「そこまではわかる」と
呼ぶ者あり）はい、減価償却費の中に汚水処理費がありますけれど資本費で例えば、
分流式下水道等に要する経費、これを計算するときには資本費の長期前受金戻入額を
除いた部分から、その下にあります高資本対策に要する経費、雨水に対する経費、臨
時財政特例費償還利息を引いたものを用いるような計算をするものでございます。そ
して、一番上に雨水処理費というのがありますが、雨水公費、汚水私費という原則が
ありまして、汚水は料金から回収するというふうになっております。汚水処理費が今
いくらかかったかというのは、済みません、今手元に数字を持っておりません。

○委員長（戎屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今繰入金のことまでおっしゃったんですが、今回の第2号のほ
うは、今回ののはそれに基づいて当初予算のことまで言うても、ちょっとなんでかって
いうても答えが出ないようですが、まあ、もうころころ数字を変えないでください。
それから数字を変えた時は必ず説明をしていただきたいと思います。でないと調べる
のに大変な労力がかかるわけですから、それはお願いをしておきたいと思います。

要するに、何が申し上げたいかというのと、確かに繰入金の中には高資本対策に要す
る経費、これが当然上がります。非常に効率の悪い所に対して高資本対策について要
する経費っていうのが出てくるわけでありまして、これも今おっしゃったように補
助金といえどもこれは市が単独で出すわけじゃあないんだらうと思いますね。

そうしたそのいろんな水洗化普及に要する経費だとか、これはもう当然繰入金とし
ておっしゃるとおりだと思っております。

ただ今回、急にこういうふうな手法が変わってきたでしょ。私たちはきょう晩、市
民の皆さまに説明しなくちゃいけないんです。戻入金の営業外収益はいくらいくらあ
りますよと。相当の金額なんですね。病院や水道とバランスが合わないんですね。今
度は、それをどう説明したらいいのかってのが、説明ができないんですよ、なかなか。

それからもう一つは、127って書いてある上、資本じゃあなくて上の汚水処理
費である(44)、これが果たしてなんなのかも私たちには分かってないんです。まあ
その辺で、本会議場でちょっと詳しい何か文献があればということでお願いを申し上
げましたが、議論がだんだんと混乱をしますので、委員長、私はこれ以上やめま

す。はい。やってもかみ合いません。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、わかりました。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） はい、わかりました。先ほどの意見を書いておきます。

それでは、これより議案第108号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして……（発言する者あり）はいわかりました。以上を持ちまして本委員会に付託されました議案13件につきまして審査を終了いたしました。

暫時休憩いたし……（発言する者あり）その他がある。ちょっと今の訂正させていただきます。

その他、所管につきまして委員の皆さまから何かございましたら、発言をお願いいたします。猶野副委員長。

○副委員長（猶野智和君） はい。私の方から一つ御質問させていただきます。ごみの収集の件でございます。ごみの収集袋にはちょうど名前を書く欄があると思いますが、この辺り、市内の旧美祢市地区、あと美東地区の方は書いたり書かなかったりされているようですが、ただ秋芳町だけに関しては個々のごみの収集袋に自分の名前をかかなければならないという、実質的な義務がございます。なぜなら、名前を書かなければごみ収集車がそのごみを持って行ってくれないということがありますので。

この辺り、秋芳町は大変厳しいものでございますが、当初はやっぱりごみの収集、分別を始めるにあたって、モラル教育の徹底などあってかなり厳しかったようですが、地区によっては旧美東とか旧美祢などはだんだん書かなくなって、慣習が残っているのは旧秋芳町だけだそうです。

ただ、ほかの地区から、例えば秋芳町に移り住まれた方、今特にお嫁さんで来られた方とかはこういう慣習が残っているっていうのを初めて知ってかなりびっくりされ

る方も多いようです。

現在は個人情報保護法ですとか、ストーカー行為防止法とか、やはり当初のごみ分別が始まった時期とは変わってプライバシーをかなり重視しようという流れのなかにおいて、この秋芳町——美祢市全体の中でも一部地域だけこの義務、実質的な義務が残っていることについて執行部はどのようにお考えかお聞かせください。

○委員長（戒屋昭彦君） 池田生活環境課長。

○生活環境課長（池田正義君） 猶野委員のごみ収集袋への名前の記入についてお答えいたします。ごみ収集袋への氏名記入につきましては、ごみ出しに自覚と責任をもっていただくために記入欄を設けておりますが、現在のところ合併前の、猶野委員のおっしゃったように対応をそれぞれ踏襲しているところがございます。氏名記入については年間、生活環境課のほうにも何件かお問い合わせがありまして、先ほど申しました、ごみ出しに責任と自覚を持っていただくため、記入をお願いしているという回答はしておりますけれど、最近では秋芳地域の女性の方からは、ストーカーに狙われる可能性があるのでは名前を書くのをやめさせてほしいという電話も生活環境課に入ってきております。

参考までに他市の状況を調べましたので申しますと、記入欄がある市が6市、ない市が6市となっております。記入欄がある市でも記入を強制する法的、まあ条例等がないこともありまして、記入自体は各自治体のそのやり方の御判断ということで申しておられまして、市として強制をされているところは1件もありませんでした。

美祢市におきましては、指導の一環として秋芳地域は、先ほど申しましたように合併前からそういった状況をとられていたと思っておりますけれど、美祢市の条例を改めて見ましても名前の記入を強制するようなまでの根拠はないというふうに捉えておりますので、先ほど申しましたように自覚と責任をもってもらうために、記入はお願いしたいと言いつつも、最終的な御記入はその自治会のやり方なり、個人の御判断ということになるかと考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 猶野副委員長。

○副委員長（猶野智和君） 市としては強制、特にそういうルールは全体としてはないと。今回ごみ収集の慣習的に残っているということだと思っておりますので、例えば今回この放送を見られて、なら書かなくてもいいのかなという方がでてこられて、ごみ収集

車が持っていかないことがもしあれば、市に問い合わせればちゃんと持って行っていただけるようになるということでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） 池田生活環境課長。

○生活環境課長（池田正義君） 猶野委員の再質問にお答えいたします。市としては名前を書かれないからといって収集をしないということは決してございません。ですから、おっしゃったように、このMYTを見られてから——収集しなくなるということではございませんので、その辺は申し添えさせていただきたいと思っております。

○委員長（戎屋昭彦君） 猶野副委員長。

○副委員長（猶野智和君） 多分、テレビを見ていらっしゃる、特に秋芳地域の方は、ほかの地区は書かなくてもいい、よかったということ自体知らなかった方も多いと思います。ですので、今答弁がございましたのもそのあたり、今まで書いてはだめということではないですね。収集のことについて各地区でルールを決められて書きましようってことは今までどおり進められても当然結構、ただどうしてもさきほど女性の方とか心配なこともあるかと思っておりますのでそういう方がどうしても書きたくないという方に、ごみは持って行かないとかそういうかなり厳しいことは、ちょっとそういう時代ではないということなので、まあ何か御心配があれば市の方に問い合わせただければということでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 朝、開会と同時に30分以上私のために時間をとりましたこと、改めてお詫びを申し上げたいと思っておりますし、市長が不在でございましたので市長との十分な議論はできなかった。ただ、思いは、私の思いは言うことができたんですが、その時にも申し上げたように、あまりにも議場においての市長の発言に対しては、本会議場でちょっと市長の謝罪は求めていきたいと思うんですが、議長、お取り計らいをいただけるかどうかお願いを申し上げたいと思っております。（発言する者あり）

○委員長（戎屋昭彦君） 荒山議長。

○議長（荒山光広君） 当日までよく検討いたします。

○委員長（戎屋昭彦君） ここで暫時休憩します。

午後2時3分休憩

.....
午後2時30分再開

○委員長（戎屋昭彦君） 休憩前に続き委員会を開きます。その他何か意見がございましたら。はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 先ほど高木委員の御質問の中で、配偶者同行休業を取得した場合の退職手当に影響はあるかという御質問にお答えいたします。

退職手当の基本額につきましては、配偶者同行休業を取得した期間は退職手当の計算の基礎となります勤続期間から除外されます。また、退職手当の調整額についても配偶者同行休業を取得した期間は算定対象外となります。したがって、影響がございます。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） ありがとうございます。その他委員の方から、はい安富委員。

○委員（安富法明君） 議案第115号美祢市敬老祝金支給条例の一部改正についてでございますが、まあ賛成少数ということで否決に一応なりました。

私思いますに、この採決にあたりまして、その採決の前にもう少し討議をしたらどうだろうかということをお願いしたんですが、賛成を得られませんでしたので、実現をしなかったわけですが、私もその、反対ということで手を挙げませんでした、思いとしては、だからその内容等の問題、あるいはこれからの高齢化の進展具合等々その全体がその削減の方法といえますか、でいかれることについては私は別に同じような意見を、考えを持っておりますと申し上げましたし、その内容についてですね、やはり私なりの思いがもう少し緩和をするとか、それなりの皆さんの了解が得られるようなものになればというふうな思いを申し上げたというふうに思うわけです。

まあ、そういうことを踏まえて、反対はしましたけれども、もう委員長報告なりですね、その辺の状況なりを加味した委員長報告をしていただけないものだろうかということをおもっておりますので皆さんの御意見もお聞きいただいて判断をいただきたいというふうに思います。

○委員長（戎屋昭彦君） 今安富委員のほうから原案……失礼しました。美祢市敬老祝金の一部改正について委員会の中では先ほど否決されました。ただいま安富委員の方からもうすこしということ委員長報告にということ意見がございましたので、わたし委員長としましては、本会議の委員長報告の中に否決はされましたが、そのあとの一文を少し付け加えさせていただくことでの報告をさせていただくことに

ついて皆様方の、委員の皆様の御意見をお聞きできればと思います。はい。末永委員。

○委員（末永義美君） 委員長報告の際の一文というのはいまの時点でどういうふうな内容になるというのは、もうお示しできますか。

○委員長（戒屋昭彦君） それにつきましては、ただ先ほど、審議の中で安富委員のほうからもう少し委員の中で討議をしたらどうか、ということがございました。その中に反対された委員の方々のほとんどが時期尚早じゃないか色んなことがありましたので、そのあたりで委員長報告を一文を、一文というか入れさせていただくということで考えております。

○委員（末永義美君） ということは、きょうの委員会否決はそれはもう覆らないと。しかし、今後また改めて、この件についてはもう一度あらゆる方向性を考えて議会としても、議論、結論を出すべきだというような方向性でしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） はい。そういう方向でいくと思います。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと議会運営に関してはおかしいんよね。一文付け加えると言われてもはい。そうですか。じゃあそうしましょうというわけにはいかないです。なぜかっていったらそれは白紙委任と一緒にやからね、それは。ただ、安富委員から委員長報告の中にこういう意見もありましたというのは入れられて結構だと思うんですが、最後に一文入れられるっていうのは、ちょっと納得ができないし、いまだかつて私30年議員やってますが、ないです、そんなことは。

○委員長（戒屋昭彦君） 私の話した意見を覆すわけじゃないんですが、委員長報告の中でこういう意見がありましたということで（発言する者あり）

わかりました。ちょっとここで暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

.....

午後2時53分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開きます。先ほどの話ですが、その他意見ございましたらよろしくお願ひします。猶野副委員長。

○副委員長（猶野智和君） 先ほどから、敬老祝金の件に関して、いろいろ御意見等ございました。全体的にはどうしてもいま意見が分かれているということが、皆さまおわかりのことだと思います。それと、議会にこの議案が示されはじめたころからですね、こういう意見がいろいろ分かれているというのは、執行部側もよく、御存じだっ

たことだと思えます。今まで、何度か全員協議会ですとか、全員説明会などであったときに、私ども議員の立場として、皆様が執行部のほうにお伝えしてきたことだと思えます。

その中の空気といいますか、温度みたいなものは伝わっていたと私たちは思ったんですが、それを抜きに今回この議案が出てきたということです。ですから、私たちの意見は、事前にお伝えしたりもするわけですから、できるだけコンセンサスをとったあとに、上程していただけるようなかたちになればと思っております。

ですので、今後ですね、この意見、賛成ですとか、考えるべきという意見もございましたので、今後ですね、この議案いろいろ皆様方の議論を続けて、将来的にどういう形が一番いいのかというかたちをとっていければなと思っておりますので、時間をかけて考えていければなと思っておりますので、そのあたりを意見として、委員長報告の中にとり入れていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（戎屋昭彦君） 私は先ほど否決されたのに、一文入れますということで、申しましたが、今猶野副委員長が話しましたように、そういった意見を一文とり入れさせて委員長報告をつくって報告させていただきたいと思えます。はい、その他意見ございましたら、はい。三好委員。

○委員（三好睦子君） マイナンバーについてですが、この厳重な管理の法律の中で、義務づけられてる法律の中で、このマイナンバーが来年5月から、市役所から勤務先に通知されます。

市はその事業所で働く人の勤め、納める住民税の額などを記した通知書というものを、事業所に送っています。この新しい通知書には、従業員の名前、住所に加えて新たに12桁のマイナンバーが記入される欄が設けられています。

この自分のマイナンバーを知らせたくない、提出を拒否しても、市の通知書で事業所には伝わることになっています。市が事業所に従業員のナンバーを伝えることは、マイナンバーの利用範囲を超えているのではないかという指摘もあるようですが、美祿市ではこの通知書にマイナンバーを記すということなんですが、この郵送の仕方ですが、これは普通郵便で送られるようですが、送られるのでしょうか、まずお尋ねいたします。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） 来年の5月の特別徴収の税額の通知書のことですが、今

のところ、送付については普通郵便で送るようにしております。誤配達のないように、正確な送付先を把握して進めたいと思っております。県内の状況も8月時点の調査ですが、すべての市が普通郵便で来年度送る予定となっております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この普通郵便で送るということですが、誤配が以前にマイナンバーの通知カードを昨年10月以降に各世帯に送付した際は簡易書留だったわけですね、でもこの簡易書留の配達であっても、全国的には誤配があったと記事に載っております。簡易書留でも誤配があるということで、この普通郵便ならなおさら誤配があるかと思えます。

それで、マイナンバーの通知カードは簡易書留で送るようにするべきではありませんか。この普通郵便にした場合のリスクなんですけど、誤配されたとかいう場合ですけど、市役所のリスクとして、通知書に番号を加えることで、発行と発送先の事務など、業務が増大するという、また、もう1点は通知書から番号が第三者に漏れた場合、市役所の責任もあって、トラブルの発生が広がるということが、リスクとして挙がっています。

また、従業員のリスクとして、本人の意思と関係なく番号が勤務先に伝わってしまうということ、また、漏えいの危険も広がるのではないかというリスク、また、事業所においては、文言が加わることで、通知書の管理、取り扱い業務が増大して、また、経費の増大もするという、ことでリスクがあります。通知書で知った従業員の番号を他の手続き、例えば健康保険に使うという、これは、法律に違反するという危険が広がるのではないかというリスクもあるので、何としても昨年10月に簡易書留で、各世帯に送られたように今回の事業所に送付する場合も、簡易書留で送っていただきたいと思いますが、再検討していただけないでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） 先ほどもちょっと申しましたが、誤配達のないように正確な住所の把握に努めたいと思っております。そして、今後の送付方法については、今現在県内どこもみな、普通郵便で送るようになってますが、他市の状況を参考にしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） なるべく、先ほど言いましたように、市役所のリスク、そして従業員のリスク、また、事業所のリスクそれを少なくするためにも、何とせよ、他市の状況ではなくて、美祢市は簡易書留にするという、職員の負担とか、各3者の負担を軽くするためにも、美祢市は簡易書留でいくと、こう言って方針をよろしくお願いします。

○委員長（戒屋昭彦君） 今のは三好委員。要望でございますね。（発言する者あり）

○委員（三好睦子君） 何度聞いても同じと思いますが、検討していただきますようお願いいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 済みません、マイナンバーは去年の年末調整やるときに、各税務署からも通達がきてるんですが、事業所はすでに従業員のマイナンバー全部持っております。ただ、管理だけは、外部に漏れんように一生懸命やらなくちゃいけない、したがって、ちょっと三好さんが言われるように、よいか悪いかは別にして、事業主がマイナンバー知るんじゃないかとおっしゃったんですが、もうすでに事業所は全部いただいておりますし、知っております。ただ、それを外部に漏らさんよという事で、注意は経理担当にもよく言ってありますし、そういう指導もやっておりますが、ちょっと、その辺は誤解があるんじゃないかという気は、ちょっと今の発言ではしたんですけど。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） 今、竹岡委員が御説明があったようにですね、去年の年末調整の時にですね、皆企業にお勤めの方、まあ私たちも一緒ですけど、個人番号はですね、もう教えております、皆。それであの例えばそれを拒否して教えなかった場合の人がいらっしゃるかもしれませんが、こちらと、うちはあの税としてはですね。法律の範囲内で事務の効率化のためにですね、利用したいと思っておりますので、特別徴収の税額通知書には本人がマイナンバーを事業所に知らせていない場合でも、記載をして通知をするようにしております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 事業所はマイナンバーを知っているということですけど、まあ

それは出すようになっているし、事務——私の場合でも教えないと思っても市役所がもう、この——わかりやすくいうと、私が竹岡商店に勤めようと思いますね。で、私がマイナンバーを教えたくないと思って書かないとしますね。でもその、年末徴収の税……所得税の税金のことで通知書が市役所から竹岡商店に行くと思います。そしたら自分は知らないと思ったってもうそこで頭の上のほうで知られていると。それはそれで仕方ないとしても毎年いくわけですからその誤配とかそういった事業所の普通郵便でいくのではなくて簡易書留でするべきではないかというのが言いたいのです。

私も同じ三好でも私のはちょっと個人的なことですけど、三好が3軒並んでいるんですけど、またほかにも睦子と（たかこ）と似た字があるんですけど、誤配っていうのはあるんです。だからあの通知——簡易書留でしていただきたいのです。

○委員長（戎屋昭彦君） 細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） 個人名ではなくて会社名で行くと思いますので、まあ正確な送付先を把握しておれば誤配送はないと思っております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 個人でないことはわかっていますが、誤配の例を述べただけです。誤配が内容に簡易書留してほしいということです。

○委員長（戎屋昭彦君） さきほどから三好委員。さきほど簡易書留は要望です。っていうふうにおっしゃられました。市としても誤配のないように対応されるということでございますから、絶対誤配のないような配送でここはお願いしたいと思っております。

（「配るのは郵便局ですよ」という者あり）だから、三好委員。それはわかります。だから逆に郵便局が誤配ということもあると思っております。ただ市としては、誤配のないようなちゃんと住所を確認した上で発送されるということでございますから、簡易書留はあくまでさきほど要望と言われましたのであくまで要望としてお聞きしておきしておきますということだったものです。よろしゅうございますか。その他意見ございますか。末永委員。

○委員（末永義美君） 市民福祉部長さんにちょっとお伺いします。何度か私の中で病児・病後児保育のことお願いしまして、いろんな話しが進んでいるようなないようなことをちょっと課長さんからもお話しを聞きましたけれども、29年度の当初予算に対して、その辺の進捗状況というか協議会の招集も手前の手前ぐらいでまた止まって

いってしまっ、このまま後1年、2年過ぎるような心配が感じましてどうしてもなかなか需要と供給といいますか、（聞き取り不可）というか考えなきゃいけないという手もあるんですけども。

でも、市民の方のニーズがあるんですね。そして、いろいろ市長の……克服の自立の観点から含めても、ぜひ強く要望を重ねたいんですけども、今現在29年度の当初予算に見積りがあるかないか、見通しがあるかないか、どういう状況なのかをちょっとお示しを願えますでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 末永委員の御質問にお答えをいたします。委員におかれましては、一般質問等で病児保育の件について一般質問していただいております。

それで、執行部と市といたしましても美祢市の地域医療推進協議会、これに病児保育、それからまた健康増進計画、このあたりの中にもですね、病児保育の計画、そのあたりも計画の中に盛り込んでおりますので、過日その協議会の中で病児保育の件も協議の中に――協議をしていただいております。

で、現在来年度の当初予算に盛り込めるか否かということでございますけれども、今の段階で少し回答は控えさせていただきたいと思っておりますけれども、協議会の中でも病児保育についての協議を続けておりますので何らかの形での御報告はできるかと思っておりますけれども、予算に乗れるか、乗れない、乗せるか乗せないかというあたりについては今の段階では回答は控えさせていただきますけれども、協議については進めておりますので、時期をみてですね、御報告なりできるものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、末永委員。

○委員（末永義美君） 分かりました、よろしく申し上げます。3月の議会もういろんなことが進展していくと思っておりますので、この幼児保育とともに今回いろんな課題になりました第6期の介護事業計画云々じゃなくて、本当に高齢者自身の目線で、そして、要介護者を抱えてる家庭の思いで、私なりの特別養護老人ホームの必要性という部分と、今市内にある特養の現状を踏まえながら、今一度この幼児保育とともに、特別養護老人ホームの必要性というものを、3月の議会で私も一般質問申し上げますので、また、その節はともどもよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（戒屋昭彦君） ほかにございますか。ないようでしたらこれにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。本当にお疲れ様でございました。

午後 3 時 1 0 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年12月6日

総務民生委員長

戎屋昭彦